

平成27年第1回定例会

長柄町議会会議録

平成27年 3月6日 開会

平成27年 3月17日 閉会

長柄町議会

平成27年長柄町議会第1回定例会会議録目次

| | |
|---------------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (3月6日) | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○出席議員 | 4 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 5 |
| ○開会及び開議の宣告 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○諸般の報告 | 7 |
| ○一般質問 | 7 |
| 山根義弘君 | 7 |
| 本吉敏子君 | 13 |
| 池座輝美君 | 26 |
| 月岡清孝君 | 30 |
| 山崎悦功君 | 34 |
| 篠原貞夫君 | 37 |
| ○議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 42 |
| ○議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 45 |
| ○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 49 |
| ○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 51 |
| ○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 54 |
| ○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 56 |
| ○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 59 |
| ○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 60 |

| | |
|-------------------------------|----|
| ○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 61 |
| ○議案第12号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 62 |
| ○議案第18号～議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 77 |
| ○休会の件 | 87 |
| ○散会の宣告 | 88 |

第 2 号 (3月17日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 89 |
| ○出席議員 | 89 |
| ○欠席議員 | 89 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 89 |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 90 |
| ○開議の宣告 | 91 |
| ○諸般の報告 | 91 |
| ○議案第18号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 91 |
| ○閉議及び閉会の宣告 | 98 |
| ○署名議員 | 99 |

平成27年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成27年1月30日

長柄町長 清田 勝利

1 期 日 平成27年3月6日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 本 吉 敏 子 君 | 2 番 | 池 座 輝 美 君 |
| 3 番 | 山 崎 悦 功 君 | 4 番 | 星 野 一 成 君 |
| 5 番 | 山 根 義 弘 君 | 6 番 | 月 岡 清 孝 君 |
| 7 番 | 古 坂 勇 人 君 | 8 番 | 吉 原 成 君 |
| 10 番 | 神 崎 好 功 君 | 11 番 | 篠 原 貞 夫 君 |
| 12 番 | 関 民之輔 君 | | |

不応招議員（なし）

平成27年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年3月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 長柄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 2号 長柄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 長柄町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 議案第 4号 長柄町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 長柄町立こども園条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 長柄町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 9号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 10号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 12 議案第 11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 13 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 14 議案第 12号 平成26年度長柄町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 13号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第14号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)

議案第17号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算

議案第19号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第21号 平成27年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第22号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第23号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 休会の件

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 本吉敏子君 | 2番 | 池座輝美君 |
| 3番 | 山崎悦功君 | 4番 | 星野一成君 |
| 5番 | 山根義弘君 | 6番 | 月岡清孝君 |
| 7番 | 古坂勇人君 | 8番 | 吉原成君 |
| 10番 | 神崎好功君 | 11番 | 篠原貞夫君 |
| 12番 | 関民之輔君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 鈴木誠一君 |
| 総務課長 | 田中武典君 | 住民課長 | 蒔田功君 |
| 事業課長 | 池上了次君 | 会計管理者 | 松本昌久君 |
| 総務企画班長 | 内藤文雄君 | 財政管財班長 | 石井正信君 |
| 税務班長 | 若菜聖史君 | 保険住民班長 | 川島修君 |
| 健康福祉班長 | 三上清志君 | 産業振興班長 | 森田孝一君 |

| | | | |
|----------------|-------|--------|-------|
| 地域整備班長 | 白井浩君 | 兼教育課長 | 佐川和弘君 |
| 学校教育班長 | 片岡正直君 | 生涯学習班長 | 前川雅英君 |
| 兼給食センター長 | | 兼公民館長 | |
| 農業委員会 農事務局長 | 森田孝一君 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 小林敬二 | 議会書記 | 石塚晴佳 |
|--------|------|------|------|

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（関 民之輔君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりをいただき、ご苦労さまでございます。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成27年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（関 民之輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

8番 吉原 成君

10番 神崎 好功君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（関 民之輔君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から17日までの12日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から17日までの12日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（関 民之輔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書並びに定期監査報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月24日に行われました長生郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会において、平成27年度予算が全員の賛同をもって可決されましたので、ご報告いたします。組合予算書をお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（関 民之輔君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承ください。

なお、一般質問における再質問は2回までで終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（関 民之輔君） 5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） 5番、山根でございます。よろしくお願いいたします。

昨年11月の文化祭におきまして、公民館サークル活動であります長柄町俳句会が開催されました、町長あるいは教育長ともども同席させていただきました。それ以来、月例会に参加させていただき、ますます俳句の持つ魅力に引かれております。人はよわいを重ねるにつれ、体の上のほうから、つまり頭から順に衰えてくるとよく言われますが、俳句会の会長を初め会員の方々のかくしゃくたる頭脳は衰えるどころか、いまだ二十歳代と言っても過言ではありません。五感であるところの見る・聞く・嗅ぐ・味わう・触れるという感性を研ぎ澄ませ、できた作品を幾重とも推敲する習慣が脳の活性化を促し、また日常のストレス解消に役立っていると思います。衰えてきたと感じましたら、ぜひ一度、俳句会で体験なされてはいかがでしょうか。まだ間に合います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

1項目めでございます。長柄町議会災害対策本部の設置についてでございます。

災害の被害拡大防止には、何より発生直後の短い時間にマンパワーを動員し、必要な対応を行うことが緊要であります。平成25年度に、新たに長柄町地域防災計画が策定されましたが、本計画における災害応急初動活動体制から、さらに対策本部の設置、あるいは災害復旧に至るプロセスの中で、議会として関与できる余地があるのではないかと考えました。例えば町災害対策本部との連携において、町議会災害対策本部は地域にかかわる情報収集、被災地及び避難所等の状況調査、復旧に必要な施策の提言や国・県などの関係機関に対する要望等の活動ができると思います。よって、災害発生、あるいはそのおそれがある場合、町災害対策本部設置と並行して、町議会災害対策本部を設置することにより防災体制の強化につながり、ひいては住民防災により貢献すると思いますが、いかがお考えかお聞きいたします。

なお、本件については町議会内でのコンセンサスは得ておりませんので、町長のお考えの中で、町議会災害対策本部の設置づけについて議論の余地があるという見解を得られるならば、今後議会内で検討をお願いしつつ、意識の共有化を図っていきたいと考えるものでございます。

2項目めでございます。新興住宅地道路の町道認定についてでございます。

いわゆるバブル景気と呼ばれました1980年代半ばから1990年代初頭にかけて、全国各地で大手企業を中心にした住宅地開発や行政主導による区画整理事業が全盛期を迎えました。一方、地方の小企業によるミニ開発も多く行われ、我が町も同様に多くのミニ住宅開発が進み

ました。当時は、企業戦士として団塊の世代と言われる人々を含め、多くの人が日本経済を支えながら住居を構えました。それから二十数年が経過し、現役を退き、余生を送る住みかとして定住しておられる方がたくさんおられます。その方々が不安と捉えている一つとして、ミニ開発によりつくられた道路問題です。これらの道路の多くは町道認定されておらず、いまだ未舗装のままになっている、そういうところも見受けられます。また、道路補修や側溝の補修等も苦慮しており、住みよい住環境とは言いがたい状況であります。さらに、道路敷きとして共有名義の所有権設定がなされており、相続が発生すると「後の憂い」を残すことにもなることから、町道認定とあわせて、寄附により所有権移転を多くの人が望んでおります。定住促進や住みやすい町づくりの観点からも、ぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、いかがかお聞きいたします。

3項目目でございます。食育推進基本計画の策定についてでございます。

国民の食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成17年6月に食育基本法が制定されました。子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であります。今改めて食育を生きる上での基本として、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人々を育てる食育を推進することが求められております。

食に関する人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが肝要であります。今こそ家庭、学校、保育所、地域等を中心に食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題であると言われております。

食育基本法第18条第1項では、市町村は食育推進基本計画を基本として当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならないと規定され、努力目標を課されております。

そこでお聞きいたします。健全な食生活習慣の継続が住民の健康を保持し、ひいては個人の医療費や行政の医療費負担の軽減へとつながることからも、早急に「長柄町食育推進計画」を策定すべきと考えますが、いかがかお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の議会災害対策本部の設置についてのご質問でございますが、議員の皆様もご存じのとおり、町では地域防災計画を策定し、災害時の対策について定めているところがあります。この中で、議会の具体的な位置づけはされておりませんが、議会班長が本部員と定められておりますので、災害発生時には町災害対策本部と連携した協力が得られれば、大変心強いと思うところでもあります。

いずれにいたしましても、議会の独立性の観点から、議会内部でご協議いただき、議会基本条例等とあわせて積極的な取り組みをお願いできればと考えております。

次に、2点目の新興住宅地内道路のご質問についてお答えいたします。

これまで町内で行われた宅地開発事業による分譲地内の道路は、ご質問のとおり、そのほとんどが私道のままという状況となっております。バブル期においては、開発事業者が競合しており、そのほとんどが道路等の公共物の寄附手続について積極的に寄附を申し出なかったことが大きな要因であると考えられます。しかしながら、一定の期間を経て、定住された町民のインフラ確保の観点から、町といたしましては、今後、長柄町宅地開発事業等指導要綱、または千葉県宅地開発指導要綱にのっとり施工されたもので、土地の無償寄附についてご相談をいただければ対応をしてみたいと考えております。

ただし、道路の状況や所有者全員の意思であること、また所有権以外の権利が設定されていないことなど、道路財産として管理していく上で諸条件を満たすものとなりますことをご理解いただきたいと思います。

3点目の食育推進計画の策定についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、食育基本法では市町村の努力目標として、町独自の計画策定を進めております。

昨年3月末の県内における策定状況は、54市町村中18の市町村が策定済みであり、策定率は33%、全国44位と低い状況にあります。

長生郡市内では、全市町村が27年度以降に策定予定となっております。

本町におきましては、町民の食生活の改善や食に関する意識の向上により、町民の健康保持・増進を図ることを目的として27年度を目途に作成を予定しております。具体的には、食育推進計画を単独計画ではなく、関連性の高い健康増進計画の中に位置づけ、一体的に取り組みたいと思います。本計画の策定に当たっては、保健部門だけでなく、教育・農政部門など行政各部門と連携し取り組んでまいります。

また、食は全ての方にかかわることでございます。乳幼児から高齢者まで、それぞれ年別のライフステージを設定し、現状と課題の分析を踏まえ、計画を策定してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、山根議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

1項目めの長柄町議会災害対策本部の設置についてでございますけれども、今町長のほうからご答弁いただきました。議会内ということでございます。そのとおりでございます。今回、議会の災害対策本部の件についてなんですけれども、これは行政と議会の関係の一つとして、一步離れて二歩離れないことと言われているというふうに聞いたことがございます。この長柄町の議会災害対策本部という部分ができれば、まさにこれが一步離れて二歩離れないということの位置づけの一つになるかなというふうに思います。そういうことで、ここの議場の中で、他の議員さん方のほうにも今後この対策本部の位置づけについて、十分議論をお願いをしていきたいというふうに思います。

2項目めの新興住宅地道路の町道認定でございます。

大変前向きなご答弁ありがとうございます。非常にこれについて苦慮しておられる方もおられるということでご相談があったということで、ご質問させていただきました。ちなみに、ちょっと参考までにお聞きしたいんですけれども、町内におけるミニ開発の箇所数を当局のほう把握しているのかどうか、ちょっとお尋ねをしておきます。

それと、3項目めの食育推進基本計画の策定についてでございます。

食育基本法の制定趣旨の一部を抜粋しますと、先ほど申し上げましたが、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、地域等を中心に食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題であるとしております。

また、学校給食法第1条において、本法の目的の一つに食育が掲げられていますし、毎年1月24日から30日が学校給食週間として設けられ、本町においても実践されているかと思えます。

町長からは先ほどの答弁で、平成27年度を目途に食育推進基本計画を策定していただけると、そういうご答弁をいただきましたので、本計画策定に当たって、学校給食法の趣旨とも連携した取り組みをお願いするとともに、計画策定の暁には児童・生徒の家庭との相互理解と連携により、実効性の高いものとする必要があるというふうに考えますけれども、教育長

のほうの見解をお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 山根議員の1点目のミニ開発の箇所数につきましてご答弁させていただきたいと思います。

その前に、ミニ開発という言葉の定義なんですけれども、こちらいろいろと諸説あることから、本町の中で捉えている形としてご説明をさせていただきたいと存じます。

本町の宅地開発事業等指導要綱に定めました宅地分譲などの該当要件として、面積と区画数がございます。その要件に該当しない宅地分譲で、面積ではいわゆる1,000平米未満、区画数では5区画未満、4区画以下となると思いますが、そのような行為また協議を要しないものがいわゆるミニ開発と呼ぶものというふうに認識をしているところでございます。

そういう中で、要綱に該当しないということから、基本的には町への協議などもございませんので、正確な数字とはなりませんけれども、おおむねということで15カ所前後ではないかというふうに認識しております。

私のほうからは以上です。

○議長（関 民之輔君） 佐川教育長。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

食育推進基本計画の策定に当たりましては、学校給食法の目的・目標を踏まえまして、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要であります。そのために、町長から答弁にあったとおり、教育と保健・農政とが連携し内容を検討していく必要があると考えております。また、この食育推進基本計画が絵に描いた餅にならないよう、実現可能なものにしていくためには、実効性の高いものとする必要があります。

したがって、議員のご指摘のとおり、小児生活習慣病予防等、本町の食育の課題に関心を持たせるようにすること、町を初め学校、家庭、地域社会などがそれぞれの役割を果たし、健全な食生活を支える食習慣づくりに努めること、必要に応じて、その成果や達成度を客観的な指標によりまして把握できるようにすることなどを踏まえて推進していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 以上で山根義弘君の質問を終わります。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（関 民之輔君） 次に、1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） 皆さん、おはようございます。1番、本吉敏子です。

世界中がテロの脅威にさらされ、人々が不安に駆られる中、日本の立場も重要な局面に立たされております。先日、「わたしはマララ」という本の中に書かれている、女性が教育を受けたいと望むだけで殺されかけたマララさんの実体験に衝撃を受けました。そして、その中で訴えられていたことは、戦争のない国をつくるために必要なのは質の高い教育です。自爆テロなどの殺人を正当化する洗脳は文字を読めない子供や女性を狙い、悩みを持つ若者を狙っています。平和を築くには話し合いによる人と人との理解を深めることも大切な要件です。日々の小さな対話を通して、まず目の前の人を大切に思い、世界の国と国においても他者を尊重し、平和に暮らせるようにと願うものです。

また、2011年3月11日の東日本大震災から間もなく4年、いまだ多くの方々が避難生活を送っております。被災者の心のケア、風化、風評などさまざまな課題もあります。被災地再生への取り組みをさらに加速させ、本格復興が実感できる1年になるよう期待します。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、5項目、9点にわたり一般質問をさせていただきます。

まず、1項目め、地方創生の活用について。

日本は、2008年から人口減少時代に突入しております。人口の急速な落ち込みは経済の停滞や生活水準の低下を招きます。都市圏への人口流出が続く地方は既に深刻な問題があらわれている地域もあります。人口減少に歯どめをかけるには長い期間を要しますが、早く手を打つほど効果が高まります。

政府は、昨年末、人口減少に歯どめをかけるべく、長期ビジョンと今後5年間の総合戦略を打ち出し、閣議決定いたしました。それは地域活性化を目指す長期ビジョンと15年から19年度の政策目標を定めた総合戦略です。14年度補正予算においては、地域活性化のための地方創生先行型のための交付金1,700億円で各自治体を後押しするほか、まち・ひと・しごと

の創生関連事業として1,600億円を計上いたしました。また、地域消費喚起・生活支援型の交付金2,500億円を活用したプレミアムつき商品券は家計の支援と個人消費の喚起を促すものとして期待をされております。

15年度予算案では地方創生のための予算が重点配分されます。各自治体とも人口動向や中期の将来の展望を示す地方人口ビジョンを定めるとともに、産業の実態を踏まえながら、地方版総合戦略の策定に入ります。そしていよいよ地方創生への各地域での取り組みが本格的に始動となります。

そこで、我が町における14年度補正予算と15年度予算について具体的な政策、また取り組みをどのように考えているのかお伺いいたします。

2項目め、友好姉妹都市提携について。

1点目、国内友好姉妹都市の提携について。国内友好姉妹都市の提携は、都市の農村地方との交流事業の一環として、それぞれの文化交流や、あるいは災害時の助け合い等も視野に入れた互助関係の構築、経済活性化への取り組み、交流による多彩な人材の育成など、さまざまな効用が望めます。また、学校教育や生涯学習などの教育分野においても幅の広い活動の場が期待できると思います。

近隣自治体の事例では、白子町と長野県小谷村が町制40周年を記念して姉妹都市の締結をしたと聞いております。きっかけは小谷村出身者の勧めにより姉妹都市協定を結んだとのことで、毎年、長野県小谷村からは、白子町で行われている南白亀川イカダのぼり大会に参加しており、第1回から連続して参加しているそうです。また、白子町からは小谷村で行われている塩の道祭り、また冬期にはスキー教室を行うなど交流をしており、双方の住民が毎年楽しみにしているとのことでした。

このような友好姉妹都市の交流は、経済効果など数値化できるわけではありませんが、人々が交流し、互いに喜びを分かち合えることも大きな成果ではないかと思えます。ぜひ、長柄町においても国内友好姉妹都市の提携を提案いたしますが、当局の見解をお伺いいたします。

2点目、国際友好姉妹都市の提携について。グローバル化、ボーダーレス化が進展する今日、地方自治体においても国際社会の状況を的確に理解し、国内外の国際化に対応できる人材の育成が重要な課題であると言われております。文化交流や親善を目的とした国際友好姉妹都市提携は、異文化を越えた人的交流が相互の理解の上で豊かな国際交流を育み、住民の豊かな心の支えともなります。

近隣自治体では、古くから大多喜町がメキシコのクエルナバカ市と、御宿町では同じくメキシコ、アカプルコ市との提携があり、両町ではそれにちなんだイベントがそれぞれ開催されております。また、旧大原町においてはアメリカ、ミネソタ州ダルース市の、そして旧三芳村では同じくワシントン州のファーンデール市との提携がなされる経緯があり、国際交流を通じて住民の国際交流の裾野を広げていくことが町発展につながると思います。

我が町では、平成25年12月の定例議会で山根議員が一般質問で提案されました長柄町中学生海外研修事業を来年度から13年ぶりに再開したいとのことでしたが、友好姉妹都市ができれば、本事業もより緊密なものとなります。また、既に個人で海外からのホームステイ受け入れを行っている方もおられますので、友好姉妹都市の提携により、さらに我が町の層の厚い受け入れと子供たちの教育環境の拡大ができると考えます。ぜひ、国際友好姉妹都市の提携の提案をいたしますが、考えをお伺いいたします。

3項目め、子ども議会について。

平成25年、26年の第2回定例会に子ども議会の開催について一般質問をさせていただきました。佐川教育長の答弁では、学習の中の一環として授業の中に取り込んだ形で全員が傍聴も含めてできる形とか、学校のほうは授業時数等も限られた中でやっているの、子供たち全員に還元できるような形が望ましい。学校との協議を進めてまいりたいとの答弁でありました。

生徒たちに町政への関心を持ってもらうために、本物の議場を使って、自分が住む町に関心を持ち、町政を身近に感じ、社会に対する視野を広げることが貴重な体験となり、数名の代表であれ、体感をしていただくことが大事ではないかと思えます。

近隣市町村でも子ども議会が活発に開催されております。昨年では、いすみ市では若い人が関心を持って取り組みたくなる新しい農業に目を向けた農業の活性化対策について、若い人が関心を持って取り組みたくなる方法、そのためにどうしたらよいのかなど、自分たちのまちの将来を考えてもらおうという趣旨を踏まえて、子ども議会が開催されております。市原市では、昨年事件のありました連れ去り対策、また花火大会の再開など、さまざまな地域の課題を取り上げ、開催されております。今年では一宮町が開催されました。町政をめぐる鋭い質問が中学生よりあったようです。2月6日には九十九里町中学生議会が開催されました。10名の弁士による一般質問でした。皆さん堂々と質問され、大人の目線と違い、さまざまな提案があり、鋭い指摘もあり、白熱しておりました。次世代を担う頼もしい姿に感動いたしました。

そこで、本町におきましても、その後の学校との協議について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

4項目め、学校給食週間の取り組みについて。

学校給食は明治22年、山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で僧侶たちが貧困児童を対象におにぎり等を与えたのが始まりで、その後、全国に広まりました。第二次世界大戦により中断したものの、昭和21年12月24日から、海外からの物資援助を受けて、東京、神奈川、千葉で再開されました。昭和25年にララ、米国のアジア救済民間団体、あるいはユニセフ等による給食物資の寄贈に対し、感謝の意を表し、学校給食が戦後再発足した意義を考え、忘れてはならないとして、1月24日から30日を全国学校給食週間としたものです。文部科学省スポーツ青少年局長からは、全国学校給食週間の実施について、学校給食に関する理解と関心を高めるための適切な行事等が各学校等で実施されますよう配慮願いたい旨の依頼文書が発送されました。そこで4点お伺いいたします。

まず1点目、長柄町では全国学校給食週間の実施についてどのような取り組みをされたのかお伺いいたします。

2点目、全国学校給食週間の児童・生徒の反応と理解はどうであったのかお伺いいたします。

3点目、全国学校給食週間における課題等があればお伺いいたします。

4点目、全国学校給食週間の取り組みに際して、学校給食法の目的でもあります食育の推進をどのようにされたのかお伺いいたします。

最後に、5項目め、少子化対策について。

2月2日、茨城県常陸太田市役所に町長を初め長柄町議会として行政視察に伺いました。常陸太田市でも少子化、人口減少は予想を上回る速度で進行、これは地域社会で経済の持続性に大きな影響を与える事態となっていることから、この対策として短期的には転出者が転入者を上回る社会減少の抑制、長期的には出生数をふやす施策が必要。そのために20代から30代の若者世代が地元にとどまりたくなる、また市で新たに暮らしたくなるような魅力ある町づくりを進め、そして就労、結婚、妊娠、出産の子育てがしやすい環境を整備する。長期的な課題である出生率の向上を目指しておりました。また、ストップ少子化、若者定住への取り組みとして、医療費助成制度の拡充、第3子保育料の無料化、若者の定住促進、地域産業の振興にと、住んでよかったと思えるような魅力ある町づくりを進めていることが紹介されておりました。

この常陸太田市は、市の魅力、住みよさ、また子育て支援策を多くの人に知ってもらうため、2013年2月、市民を中心とした「子育て上手 常陸太田」推進隊を発足させたようです。現在、隊員数は167人。パンフレットと名刺を配付し、隊員皆さんの口コミで市内外に市の子育て支援策について広めたり、また子育て中の母親からの意見や要望を聞く「子育てトークカフェ」を実施し、市の施策のために大いに役立っているようです。素晴らしい取り組みをされていました。

我が町におきましても、常陸太田市に負けないくらいの事業がたくさんあります。不妊治療費の助成事業、妊婦健診の助成、おむつ用ごみ袋の支給、私も何度も提案させていただきましたブックスタート事業、平成27年度から子ども医療費助成高校生までの無料化、平成28年度には小中学校の空調の設備の設置など、まだまだ長柄町のたくさんの取り組みの状況を知らない方がたくさんいらっしゃいます。

そこで、長柄町独自の子育てしやすい町、また住みよい町のPRを強化できる子育て世代中心の母親、父親の推進隊の発足を提案いたしますが、当局の考えをお伺いいたします。

これで1回目の質問は終わりにいたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の地方創生交付金の活用についてお答えします。

地方創生交付金は、26年度補正予算に盛り込まれた地方への新設交付金で、正式には地域住民生活等緊急支援のための交付金という名称であり、本年1月9日、臨時閣議において定められ、物価の動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など、景気の脆弱な部分にスピード感を持っての絞った対応をすること。また、仕事づくりなど、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通して、地方の活性化を促していくことを目的としたものであります。

具体的には、地方の消費喚起や生活支援を目的とした消費喚起・生活支援型交付金事業として2,500億円、地方版総合戦略の策定を支援し、「しごと」と「ひと」の好循環の確立を目的とした地方創生先行型交付金事業として1,700億円の2つの交付金から構成されております。

本町における交付金の額は、まだ試算の段階ですが、消費喚起・生活支援型交付金で約1,300万円、地方創生先行型交付金で約2,500万円が国から示されているところであります。

さらに、プレミアムつき商品券の上乗せ部分として県から約380万円が補助される予定です。いずれの事業も今年度の補正予算で対応することが補助対象の要件となっております。

事業実施に当たりましては、この後ご審議いただく補正予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、その全額を来年度に繰り越し、27年度に実施することを想定しております。

本吉議員のご質問にある町独自の具体的な政策、取り組みについてですが、消費喚起・生活支援型交付金でプレミアムつき商品券事業を、また地方創生先行型交付金で地方総合版戦略の策定、創業支援・販路開拓整備事業等を実施する予定であります。

いずれにいたしましても、このたびの地方創生交付金事業については、国から示されたのが年を明けてからでございまして、対象事業について協議する時間が限られておりますが、この交付金が地域活性化に向けた有効な活用が図られるよう、全庁的に検討を重ね、積極的に活用してまいりたいと考えております。

2点目の国内外の友好姉妹都市提携についてお答えいたします。

県国際課の資料によりますと、県内では23市2町が15カ国47都市と姉妹・友好都市交流をしております。千葉市、市川市、船橋市など都市部が多く交流を行っている状況であります。

長生郡市内では、茂原市がオーストラリアのソルズベリー市と平成14年に姉妹都市を提携しており、町村では睦沢中学校が平成8年度にシンガポールのベティ校と姉妹校で交流していると聞いております。

また、本町においては「ふる里村」が昭和54年からスイスのグランボー村と姉妹村を提携しており、今でも交流があると伺っております。

町といたしましては、国内・国外ともに姉妹都市の提携はしておりませんが、国際交流の観点から、来年度より中学生の海外研修事業を13年ぶりに再開いたします。ますます国際化が進む現代社会において、若いころから外国の異文化の風習に触れることは非常に有効な手段の一つであると思います。

友好姉妹都市提携については、中学生の海外研修事業の実績などを踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の子ども議会、4点目の学校給食の質問については、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、5点目の少子化対策についてお答えいたします。

ご質問にあります子育て世代による推進隊のご提案ですが、先般の議会常任委員会で視察

いたしました茨城県常陸太田市では、市の子育て支援を口コミで市内外にPRしてもらうため、一般公募により市民を「子育て上手 常陸太田」推進隊として委嘱し、個人のネットワークを生かし、市の施策紹介や広報活動、定住人口拡大につながる情報提供を行い、少子化・人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域づくりに取り組んでおり、人口減少対策として大変有効な取り組みであり、有意義な視察研修でもありました。

本町においても少子高齢化による人口減少は、大きな課題であると私は認識しております。このため、私の公約でもあります若者の定住促進、教育環境の整備として、新年度予算には新規事業として高校生までの医療費助成事業、子育て支援として子育て支援金支給事業、さらには学校の空調設備設置など、教育環境の充実に取り組むこととしております。また、現在実施している住宅リフォーム助成事業や空き家改修補助、おむつ用ごみ袋の支給、ブックスタート事業など引き続き推進することとし、人口対策や少子化対策を展開していきたいと考えております。

このほかにも、議員のご提案された推進隊などの先進自治体の事例も研究しながら、本町に適した対策を今後とも議会の皆様とともに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、本吉議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

最初に、子ども議会についてですが、昨年6月の定例議会の答弁の後、町教育委員会の管理運営協議会におきまして、各小中学校長と子ども議会について協議をいたしました。そうしましたら、子ども議会の意義については理解できますが、学校現場では、児童・生徒と向き合う時間を少しでもふやしたいということから、学校行事及び授業内容の精選・見直しについてさまざまな角度からスリム化が進められており、子ども議会の導入については、年間指導計画上への位置づけ、授業時数の確保、事前準備、学年単位での児童・生徒の参加等の面でまだ解決すべき課題が少なくないということでありました。

また、現在、心の教育や命の教育の重要性が改めて叫ばれておりまして、それに向けての道徳の特定教科化など、さまざまな教育改革が進められていることもありまして、子ども議会導入については、学校や児童・生徒の実態に加えて、今後の教育界の動向を考慮して、学校との話し合いを今後とも進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い

いたします。

次に、4点目の学校給食の取り組みについてご説明いたします。

最初に、全国学校給食週間の取り組みでございますが、地域による食文化の違いを理解させるために、給食メニューとして、秋田のきりたんぼ、長崎のちゃんぽん、千葉のイワシやピーナッツを使用した郷土料理を3日間、現在と昔の給食の違いに気づかせるために、昔の洋食・和食をメニューとしたものを2日間取り入れて実施しました。

また、期間は多少前後しますが、給食についてのアンケートの実施及び給食だよりや校内放送等による全国学校給食週間の広報活動も行いました。

2つ目の質問の全国学校給食週間の取り組み内容の趣旨と児童・生徒の反応と理解でございますが、地域の産物を活用した料理や郷土料理、伝統料理を学校給食に組み入れ、食の大切さを児童・生徒に働きかけたことは、学校給食への興味関心や理解を深め、学校給食のより一層の充実発展に大いに効果があったというふうに考えております。

栄養士からの報告では、児童・生徒からおいしかったと評判もよく、残菜の量もいつもより少なかったということでもございました。また、他県や他の国の料理も食べてみたい、あるいは自分で調べてみたいという児童・生徒の声も聞くことができたとのことでした。

3つ目の質問の全国学校給食週間の課題についてですが、今回、給食メニューとして取り上げましたきりたんぼは、言葉は知っていても、どういうもので、どのような食べ方をするのがわからなかったり、千葉特産の落花生も育ち方や実のつき方等が理解できていない児童・生徒が少なくなかったことから、今後も食の関心を高めるため、生きた教材となるよう給食を工夫していきたいというふうに考えております。

4つ目の質問の食育の推進についてですが、今回の取り組みを通しまして、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につけること、1点目。もう一つ、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解すること。次に、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけること。次に、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を持つこと。もう一つ、食べ物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝の心を持つこと。最後に、正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等についてみずから判断できる能力を身につけることなどについて意義があったというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉君。

○1番（本吉敏子君） それでは、自席から質問をさせていただきます。

まず初めに、地方創生の活用についてということで答弁いただきました。我が町においても、地方消費喚起・生活支援交付金約1,300万円でプレミアムつき商品券事業、また地方創生先行型交付金約2,500万円ということで、開拓整備事業、観光振興事業、また整備事業などが挙げられました。これからさらに具体的に地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が重要であると思います。そこで2点、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、この地方創生の鍵は、地方の自立につながるよう、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかといえます。自治体によっては、計画策定のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくないということで、そのため、政府は人口5万人以下の小規模な市町村に対して、首長の補佐役として国家公務員や有識者などを派遣する地方創生人材支援制度をことし4月からスタートさせますが、これに応募した市町村は144市町村でしたが、我が町としては民間の人材のいずれかの派遣を希望されたのかお伺いします。

もう1点目は、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

昨年の第4回定例議会に一般質問をさせていただきました。その際には、過疎地域の自治体にのみ適用であるので、長柄町は該当しないということでしたが、今回の要件では適用されるようになったと聞いております。そこで、我が町として再度地域おこし協力隊の取り組みができないのかお伺いいたします。

友好姉妹都市提携について質問します。

国内については遠いところでなくてもよいと思います。私たちは山間部なので、海との交流なども、例えば千葉県内の海岸地域への交流などでもよいと思いますが、考えをお伺いいたします。

国際友好の姉妹都市の提携についてですが、海外研修事業を通して交流をされたところと交換に学生を受け入れ、ホームステイなどできればと思いますが、他地域のフィリピンでの交流にも私も参加し、本町のホテル施設を使われています。ぜひこれを受け入れをお願いしたいと思いますが、その考えもお伺いしたいと思います。

少子化対策についてですが、今回長柄町も、先ほど町長からもお話がありましたように、せっかくなさんの施策があるので、まとめてイラストなども入れて、またカラーだとか、また大きくなくてもいいと思いますが、それらをわかるような冊子をしっかりとつくってほしいのですが、その辺もどうなのか考えをお伺いしたいと思います。

あと子ども議会についてです。これは要望です。

子供たちの授業時間の配分というのは、現場でそれぞれ事情がおありでしょうから、またいろいろな角度から議場でなくても、初めは町長、また執行部の皆様が学校に出向いていかれ、開催されているところも数多くあります。ほかの自治体でも同じ状況の中、開催されているわけですので、生徒たちの要望、また意見等も必ずや町政に反映できると思いますので、先生方を初め、また生徒たちも限られた時間の中のことと思いますが、ぜひ早期実現されますよう強く要望したいと思います。

学校給食週間の取り組みについてですが、全国学校給食週間の実施に際して学校給食の歴史的背景や学校給食法の目的を理解する上できっかけになったと思いますが、そのような観点での取り組みの内容はどうだったのかお伺いしたいと思います。

それでは、2回目の質問は以上です。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 第2回目のご質問ということで、地方創生の地方版総合戦略の策定について、国や上部機関や関連民間機関の人材派遣を受けて策定してはどうかというご質問についてでございますが、町では、町の総合計画の後期計画をこの計画とあわせて進める予定でございます。検討委員会もございますので、そういう中で今後検討して進めてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊につきましては、前回の一般質問の際には、交付税措置がないということで、長柄町はその地域要件から外れているということでございましたので、そういうお答えをしたところでございますが、今後、またその交付税措置についての通知が新たにまいりましたら、その辺も踏まえて検討してまいりたいと思います。

それから次に、少子化関係の事業や補助制度について、もう少しわかりやすいイラストを入れた冊子をつくってはどうかというご質問につきましても、今後町民の皆様にはわかりやすい啓発につきまして検討してまいりたいと考えますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 教育長、佐川君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 国際姉妹都市関連の2回目の質問ということで、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

外国の方々の受け入れというような趣旨の部分でありましたけれども、先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、今回中学生が海外に派遣されるということでもあります。その

中で、やっぱり主催するほうの願いとして、単なる英会話の学習とか、ある程度観光的な部分、そういったものが中心になってはやっぱり余り意味がないだろうというようなことで、ホームステイをメインにした内容にしたいというようなところで今準備を進めているところでございます。

そんな中で、人と人との交流、いわゆる心のふれあいという部分がやはり今後非常に大事な部分になってくるだろうというふうになりますので、その研修が、まだやっていませんので、この後実践していった中で、相手の町とか、いろいろな相手の家庭とか、そういった中で発展的な形でいくことは十分想像ができるところでございますけれども、現在のところは、そうしたいなという希望はありますが、まだちょっとどうなるかという部分については、はっきりとはまだわからないというところが現状ということでございます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） それでは、本吉議員からご質問のありました学校給食週間関係のことについて答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、給食だよりでは、先ほど教育長からお話がありましたように、給食だよりの1月号に、本吉議員からご指摘のありました学校給食の歴史、山形県の歴史等について、そのような様子を踏まえたもの、具体的には例えばこのように書いてあります。学校給食は明治22年、山形県鶴岡町の私立忠愛小学校において貧しい児童を対象に行われたのが始まりとされていますということから始まりまして、終わりのほうでは、始まったころの学校給食と比べると、そこに絵を描いてありまして、料理の数がふえていると。今はご飯やパン、麺などの主食、肉や魚、卵などを使った主菜、野菜を使った副菜、汁物、牛乳を基本とした献立になっていますということで、各学校に具体的に例えばこのような、以前、ご存じのとおり戦後間もないころにコッペパンとか何かを中心に給食がつくられていたわけなんですけれども、このような写真を掲示したり、あるいは裏側には給食の始まりのときの給食ですね、こういうようなものをコピーしたものを見せて、子供たちの関心を高めるというようなことをさせていただきました。

それから、ほかに全国的な給食としてどのようなものがあるかということで、日本地図を中心に、各地域における郷土料理ということで、大体、学校給食は郷土料理を中心に時々取り上げますので、全国各地ではこういうものがありますということで、これもやはり掲示をして関心を引くように、子供たちの質問があった場合については学級担任が中心となってそ

の場で答えてもらうというような形で、各地域の料理について関心を持たせるようなことを工夫しました。

また、あわせて、給食だよりのほうにも、日本の特産品と郷土料理ということで、先ほど教育長から答弁のありました秋田県、長崎県、千葉県、今回給食として出させていただいたものですが、そのような内容の説明を入れさせてもらっています。

最後に、やはり子供たちが自分の家で料理を作ってみようかなというふうな子供たちもいますので、つくってみませんか、すいとん汁というようなタイトルのもとに、材料や作り方等について簡単に明記したものを給食だよりに載せまして、家庭のほうでも興味関心を持って作ってもらえたらという願いを込めて、このような取り組みを進めさせていただきました。

取り組みについては以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉君。

○1番（本吉敏子君） 友好姉妹都市の提携についてということで、国際のほうはお話をさせていただきましたが、国内に関しての質問をできればと思います。

2回目の質問になってしまうと思いますので、先ほど地方創生人材支援制度ということで、ことし4月からということで、これからまた協議をしていくというお話があったと思いますが、これはもう144市町村は、もうこれで締め切られているはずなんです。なので、これから協議してどうだということはないと思いますが、この中に長柄町として、応募したのかどうかということを私はお聞きしたかったんですが、それもなかったようだったので、もう終わってしまっていることだと思いますので、そのことに対しては、消費喚起・生活支援型交付金を活用したプレミアムつき商品券事業では住民のニーズをしっかりと反映させなければ最大の効果が望めないと思いますので、またこれから経済効果の高い内容を盛り込めるように、また関係団体などと、また利用者の使い勝手も含めて、またしっかりと検討していただきたいと強く要望いたしますので、よろしく願いいたします。

友好姉妹都市の国内のほうで、遠いところでなくても近くでもという話をさせていただいて、本町としてはどういう考えがあるのかということをお聞きしたつもりであります。例えば今、白子町では、近くの東京の江東区とも姉妹都市の協定を結びたく、今町長を初め交流をしているそうです。これはなぜかといいますと、年間江東区は1万人の人口増がされているということで、また江東区の区長がオリンピックの理事をされているということで、オリンピックを目指しながら、白子町では合宿所だとか、またいろいろなグラウンドだとかという、宿泊施設なども提携を考えているということで、もうとにかく提携を結びたいとい

うことで何度も足を運ばれているということをお伺いしております。

そういうこともありますので、我が町としても、これからオリンピック、また積極的に近くでも、私たちは山間部なので海のほうでもいいんじゃないか、また東京の先進地域でもいいんじゃないかなと思ひまして、先ほど質問をさせていただきました。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田君。

○町長（清田勝利君） それでは、本吉議員の質問に答えます。

まず、趣旨をしっかりとすること。どういうメリットがあるのかどうか、そういうことがまず課題になるかと。なぜ、海と山なのか。山と山じゃいけないのか、海と海じゃいけないのか、何で人口増と過疎のところなのか、オリンピックが餌なのか、そういういろいろな功罪があります。その辺のところをやはりきちっと押さえて、的確にどういう趣旨で、何でその提携をしていくかということが大切かというふうに思います。

これは自分のことでまことに申しわけないんですが、私が睦沢中学校にいたときに、シンガポールのベティセカンダリースクール、これと姉妹校を組みました。それでシンガポールの保護者とやりました。まずきっかけは生徒でした。生徒同士をやらせる。そして私が町民の皆様方に訴えたのは、シンガポールも上がって来て、ホームステイですから、私が先生方に申し上げたのは、シンガポールは睦沢にとってもはや外国でないという、そういうテーマでこの行事は進めていくべきだと、それが国際交流につながるというようなことで、そこからスタートした経緯があります。

ですから、議員のその趣旨というのは十二分に理解できますから、やはりその辺のところを我々は、その功罪をきちっと確認しながら、どういう利点があって、メリットがあるのか、やはりお互いにウイン・ウインの形で持っていないと、これはいかんと思います。それが教育であるのか、経済であるのか、人の心であるのか、そういうところも含めて、これから精査していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 答弁はいいですか、答弁はもう。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

◇ 池 座 輝 美 君

○議長（関 民之輔君） 次に、2番、池座輝美君。

○2番（池座輝美君） 2番、池座です。議長のお許しを得ましたので、順次質問させていただきます。

3つほど質問させていただきますが、まず第1番目に、農業政策についてでございます。

これは日ごろ私が感じていることですが、今一番関心があるというか、心配していることは、今後個人で農家を継続することがかなり困難な状態になっていると思われます。テレビ等でも報道されているとおり、TPPの問題や、実際この秋の米の価格の下落で農家の収入は大変減少し、機械等への返済等に苦慮しているのが実態であり、このままでいくと米の収入を機械代にも充当できずに、機械が壊れた時点で営農を断念せざるを得ない農家がますますふえ、農地を他人に頼むか放棄せざるを得ない状況であります。

そこで1つ目の質問でございます。町内にも3つの営農組合があり、農地集約に努力されているようですが、それぞれの営農組合の規模とか状況がわかれば教えていただきたい。

2つ目ですが、これからの農業をどのようにしていくのか、またどのような形で存続させていくのか、お考えがあればお伺いいたします。

2つ目ですが、鳥獣被害についてです。

これも皆様もご承知のとおり、年々被害が拡大しています。私の住んでいる地域にも先日、役員をつくり、町のほうにも相談に行きました。その中で、まず1つ目、国・県の鳥獣被害対策に対する補助制度を活用し、鳥獣被害の減少に努力しているようですが、補助制度の活用実績と今後の活用見込みを、申請等があれば、わかる範囲内で教えていただきたいと思えます。

2つ目、現に農作物への被害がそれこそ日々増加しているのは把握されていると思われますが、国・県の補助制度の適用範囲外となった地域への助成として、町独自で被害対策に対する補助を考えているのか、お考えがあればお聞きします。これが大きい2つ目です。

3点目ですが、水上地区における公共用地の有効活用についてです。

まず、当地区では小学校の廃校もあり、地区住民の落胆した姿は見るにたえません。地域の活性化を促すためにも知恵と英知を集結し、総力を挙げて取り組む気概が必要であると思われます。町が寄附を受けた約34ヘクタールの公共用地の活用にも大きな期待が集まっており、地域活性化の切り札として期待されております。34ヘクタールの普通財産の活用につい

ては、平成25年9月定例議会における一般質問に対する答弁で、緊急雇用創出事業を活用し、山林の形状調査や立木調査を行っており、活用方法等についての提案があれば、その可能性について今後検討したいとの答弁でありました。1年半が経過いたしましたので、現在の状況をお聞きします。もし具体的なことがあれば具体的にお願いします。

2つ目、小学校跡地の有効活用についても、これもさきに議員並びに地元自治会長さん方々からも要望書を提出しており、その後の状況もあわせて、この辺も具体的にわかればお答えしていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池座議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の営農組合の規模や状況についてのご質問ですが、町には3つの営農組合があり、各組織は広範囲にわたり、農地の集積や農家からの依頼によるあぜ塗りや田植え、刈り取りなどの委託を受け、地域の担い手として活動しております。町内で現在集積されている農地65ヘクタールのうち、4割の28ヘクタールを営農組合が担っております。

町では、耕作のできなくなった農地について、営農組合を初め、認定農業者への紹介をしている現状でございます。今後、町内の耕作放棄地を解消する上で大きな期待をしております。

次に、今後の農業政策についてのご質問でございますが、昨年秋の米価下落は農家の米づくりに不安を残す出来事でありました。郡内の市町村は、農林水産大臣に対し、米価下落に当たって生産コストに見合う米価に対する緊急対策を求め、要望書を提出いたしました。

国の施策は、集落営農や農地の集積など大規模化を推進しており、補助事業など展開してはいるものの、根本的な農家の所得補償には至っていないのが現実であります。

今後も農家所得の確保に向け、郡市が協力して強く国や県に要望していく活動を続けていくとともに、農業の活性化に向け、機械の共同利用や米のブランド化を図るなど、国の施策を推進しながら、町の実態に合った方策を検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目の鳥獣被害についてのご質問ですが、補助制度の活用実績と今後の活用見込みについては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、平成23年度に箱わな66基を購入し、平成25年度では電気柵設置を4地区13キロメートルと箱わな35基を購入し、被害防止に努めてきたところであります。

さらに、平成27年度については、国に対し電気柵設置について12地区23キロメートルを要望しているところでございます。また、電気柵について、国の補助要件を満たさない地区については、県の獣害と戦う農村集落づくり事業を要望してまいります。さらに、補助事業が活用できない地域への助成について、現時点では補助制度はございませんが、今後の国への要件の見直し等を要望していくとともに、先進事例なども参考に検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

3点目の公共用地の有効活用についてお答えいたします。

まず、田代地先の34ヘクタールについてですが、平成25年度に緊急雇用創出事業を活用し、立木の状況や種類、現地の地形図、湧水や野草等の資源の調査をし、活用方法についての提言までの委託を行いました。この地域は、県立笠森鶴舞自然公園区域内で、第3種特別地域に指定されており、大部分が傾斜角30度以上の急峻な地形であるということ、それがわかったところであります。

このことから、利用については、里山ランドの計画やマウンテンバイク等のレジャーやスポーツ施設として整備する等の提言がありましたが、実際に活用するには、自然公園区域内の制限を踏まえると、かなりハードルが高いということが判明いたしました。

今後、議会の皆様方にもご意見をいただきながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、旧水上小学校跡地の有効活用についてですが、水上小学校は教育の場であると同時に、地域住民のよりどころであり、活動の場でもありました。このような中、子供たちを第一に考え、日吉小学校と統合した経緯は、皆様ご承知のとおりです。この経緯と地域住民をおもんばければ、水上小学校跡地をこのまま放置しておいてよいという、そういうことはもとより考えてはおりません。

今現在、個別具体的なことは申し上げられる段階ではありませんが、私といたしましても優先的な事業として捉えておりますので、いましばらく猶予をいただきたいと存じます。具体的な事案が出てまいりましたら、議員の皆様にご相談申し上げ、ご意見を賜りながら進めてまいり所存ですので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、池座議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 2番、池座君。

○2番（池座輝美君） 自席にて2回目ということで質問をさせていただきます。

今、町長のほうから大項目3つの質問について答弁がありました。それについてですが、

私が1回目に、3つの営農組合の規模と状況というのが、個々の人たちが今度農家をやめていったときに、その3つの営農組合と1つの会社、法人ですか、があるということなんです。それで町内の農地を実際本当に賄っていただけるのか、あるいは私のところにも相談というか、やっぱり若い人からも、このままでは若い人たちは続いていかないよと、今町長の答弁にもありましたとおり、ブランド化を図ったり、米の価格等を何とか維持していかないと、農家を継ぐ人はいないということであり、何とかこれを進めていけないかなということ、新しい団体をもしつくる、団体というかグループというか、人たちがいれば、町としてはどのような形で受け入れるのか、2人じゃだめだよ、3人以上だよとか、5人以上だよとか、あるいは何ヘクタール以上まとめてやらなければ認めないよとか、先日も新聞等で、一宮町のほうでも若手グループがハウス等で栽培をするのに補助金、正確な数字はちょっとわかりませんが、半分程度たしか補助を出して支えるんだという記事も出ていましたので、ご存じのことと思いますが、長柄町も何とかそういうやる気のある若い人たちの気持ちに答えて、新しい補助を出せるのか出せないのか、その辺を2回目の質問としてお聞きしたいと思います。

それと、鳥獣被害なんです。これも実績と見込みで今答弁等、町長のほうからありました。ぜひ国の電気柵等で、できれば100%補助率でやっていただきたいんですが、中にはうちのほうも、当地区も先ほど立てて調査した結果、いろいろ制限があって、なかなかいかないと。被害等当然あるところは山の近くとか、僻地とか、遠いところなんです。荒れているところとか。今これ3つ、先ほどの水上地区の34ヘクタールもそうなんです。実際そこが何も手をつけられないと、荒れ放題荒れて、結局そこに鳥獣等が住みついちゃうわけですよ。その辺を何とかしていきたいために、早目に町長のほうに開発というか整備をしていただきたいというのが、3つ目あるんですけども、町としてもぜひ、2点目の鳥獣被害のほうにも漏れたところも100%個人で対処しろよというような話じゃなくて、外れたところは町なりにもこういう資材とか、実際この前お聞きしにきたんですけども、箱わな等も今何個か買われて貸し出し等をしているというんですけども、申し込みをしたら、池座さん、13番目だよということで、12人の方はもう先にいるということなので、その辺も含めて、資材等をほかの箱わなでなくても、わな等を買って整備して貸し出すとか、そういうような形で何とかしないと、待っていて13番目になるころにはもうずたずたになっちゃうようなことがないように、ひとつ検討して答弁願いたいと思いますけれども、何か考えていることがあればお聞きします。

○議長（関 民之輔君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） まず、1点目の営農組合以外の組織を立ち上げた場合に、同じような支援とかあるのかということでございますけれども、これから集落とか単位、または地区の何名かのグループということで立ち上げて頑張ろうと言っていた際には、その組織にするに当たりまして、法人化にするに際しても、経営支援等の方策が、補助事業ございますので、そういうのを進めていながら、今後やる気のある方については支援をしていきたいということで思っております。

あと2番目のイノシシの対策ということで主なものになるかと思いますが、個々に対しての補助というものは具体的に町では今やっていないということでございます。町長のほうの答弁もございましたが、いましばらく、今後検討させていただいた中で、町に合ったものができるかどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 民之輔君） 2番、池座君。

○2番（池座輝美君） では、3回目で最後になりますけれども、もう質問等というよりも、町長のほうに、ぜひ手おくれにならないうちに、迅速なる対策等をお願い申し上げまして、要望になります。今後とも新しい後継者並びに地域の環境のためにご尽力いただきたいと思っておりますので、また引き続いて質問等、機会があればさせていただきますけれども、ぜひ早目のご検討をお願いします。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

〔「はい、以上です」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 以上で池座輝美君の質問を終わります。

◇ 月 岡 清 孝 君

○議長（関 民之輔君） 次に、6番、月岡清孝君。

○6番（月岡清孝君） 6番、月岡でございます。本日、2項目について伺います。

まず1点目、地籍調査事業について伺います。

現在、3年目を迎え、六地蔵、山之郷地区の調査を実施しているところだと思えます。ゴルフ場や長柄ダムといった大規模な施設や古くから公図とは全く違っている現状で、土地所有者との立ち会いでも苦勞が多いと聞きますが、10カ年の調査事業に大いに期待しております。

す。それでは、ここで3点ほど伺います。

まず1点目、平成24年度実施地区である長柄山地区の成果を伺います。

2点目、地籍調査終了地区における固定資産税の課税方式の見直しの年度について伺います。さまざまな事例を見ると、地籍調査事業の8割が終えた時点での課税や全地域での調査が終えた時点での課税など、全国ではさまざまですが、長柄町ではどのようにするか伺います。

3点目、固定資産税の見直しになった場合、住民や土地所有者にはどのように周知するか伺います。

続きまして、長柄町表彰条例について伺います。

平成25年度は表彰者はおりませんでした。長柄町例規集の第1条表彰条例は、町の自治の振興を促進することを目的とされておりますが、この平成25年は表彰条例に該当する方は数名いたと思うのですが、なぜ該当者がなしになったのか、経緯を伺います。

また、表彰委員会は該当者がいない場合でも開かれるのかを伺います。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 月岡議員のご質問にお答えします。

初めに、地籍調査事業についてのご質問でございますが、まず1点目の平成24年度実施の長柄山Ⅰ地区の成果でございますが、総筆数1,541筆、そのうち筆界未定となってしまったものは3件17筆でありました。境界の確定率は98.9%という大変成果の高い地区となりました。

ご承知のとおり、この長柄山Ⅰ地区は本町のモデル地区、またスタート地区であり、平成24年度に境界立ち会い、翌25年秋に閲覧を実施し、年度末には千葉県での完了検査を経て、26年8月に国及び県から成果の認証を受けました。その後、法務局へこの成果を送付し、登記完了通知を本年1月30日にいただいたところでございます。したがって、1地区当たりの着手から完了まで3年の期間を要することをご理解いただきたいと思います。

次に、地籍調査終了地区における固定資産税の課税見直しについてですが、地籍調査事業は、本町を含め郡内5町村が事業に着手しており、税部門における諸問題についても共通の課題として検討をしております。ご質問の課税の見直しの時期については、国の定める固定資産評価基準に規定される原則に従い課税することとして共通認識を図っております。しか

し、課税の見直しには調査や登記、課税台帳の整備などの作業を要します。よって、これらの作業が整ったものから、順次、新しい課税をさせていただくこととなります。

また、納税者への周知方法につきましては、広報への掲載や個別の通知などを検討してまいりたいと存じますので、あわせてご理解のほどをお願い申し上げます。

2点目の表彰についてのご質問ですが、町では、町政の振興に寄与し、また衆人の模範と認められる行為があった方を表彰し、自治振興を促進することとしております。表彰条例第3条の要件に該当する顕著な功績のあった方に功労表彰、第5条に定める善行のあった方には善行表彰を例年贈呈しております。

ご質問の平成25年度につきましては、条例第3条に基づく功労者表彰対象者として、3名の町職員が在職年数の要件を満たしていたところですが、表彰委員会に推薦する旨をお伝えしたところ、全員が表彰を辞退されましたので、表彰委員会へ報告させていただきました。また、善行表彰についても該当者がおりませんでした。

本年度につきましては、去る2月16日に表彰委員会を開催し、功労表彰者に前町長の成嶋尚武氏、善行表彰者に交通事故の際に人命救助をされた森正隆氏、永年、交通安全協会役員並びに会長職を歴任された前田義寛氏、また多額の寄附をされた太陽建設株式会社の合わせて3名、1団体について表彰することに決定いたしました。つきましては、17日の議会最終日に授与式を予定しておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 6番、月岡清孝君。

○6番（月岡清孝君） まず最初の質問をさせていただきます。まず、地籍調査ですけれども、長柄町の最初のモデル地区というのは千葉県からでかなりの評価を得ていると聞きました。現場では苦勞が多いと思いますが、この地籍調査のほうなんですけれども、計画どおり進んでいただければと思います。

あと、私個人の要望なんですけれども、固定資産税の見直しの件なんですけれども、九州のとある自治体では、旧来の地籍面積と比較して、全地目平均で面積が2.7倍ふえたという事例も出ております。ゴルフ場や敷地面積の広い工場などありまして、税金の増額は相当の負担になると思います。大変難しいところでございますが、納税者に不公平感が生じないよう、町としてそちらの考慮をお願いしたいと思います。

続きまして、功労表彰のほうで質問させていただきます。平成25年度、3名の職員が対象であったと伺いました。事前に推薦することを伝えて辞退ということですが、町の表彰規

則では、表彰条例に該当する者を町長が調書を作成して、表彰委員会の意見を聞き決定することになっております。委員会の図る前に推薦を打診することはまず正当なことなのか、そこをお伺いします。

また、3名が辞退したことでありますが、こちら町の条例の運用でもありますので、書類や何かしらの方法で本人と辞退の確認をしたか、そちらのほうもお伺いします。

本年度も対象者がいたと思います。表彰委員会推薦調書を提出したか、そちらのほうをちよっとお伺いします。

先ほどの質問の中で、該当者がいない場合でも表彰委員会が開かれるか、そちらをお聞きします。

○議長（関 民之輔君） 若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） それでは、1つ目の納税者への不公平感を含めた課税見直しについてでございますが、町長の答弁でもありましたとおり、郡市内5町村が現在この地籍調査事業を実施しておるところでございます。それら町村の税担当においても課税の見直しの時期につきましては共通の認識を図っている上で、速やかな課税見直しということで、原則論に基づいて見直しをするという統一見解を図ったところでございます。これらにつきまして、適切に行っていききたいとも当然考えておりますし、不公平感のない課税というものは原則論でございますので、それらは十分注意した上で課税していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 月岡議員さんの表彰条例に関しましての質問にお答えさせていただきます。

1点目の辞退に際しまして、書面等で意思を確認されたかということでございますが、この3名の元職員につきましては、口頭で意思を確認させていただきました。

それと、表彰委員会を条例規則等から読みますと、推薦者があった場合ということになっているということでございますが、確かにそういう規則になってございますが、先ほども申し上げましたが、その第3条の功労表彰に該当する者が3名おったということで、辞退に至ったことを表彰委員会で報告することが適切ということで考えられましたので、開催のほうさせていただきます。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 月岡君、いいですか。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 今のお話ですと、第3条の規定する町の職員に25年以上、管理職10年以上ということになっておりますが、そういう該当者がいなかった場合ということですかね。その場合は開く予定はございません。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 内藤班長の答弁に加えまして、表彰条例の中で、今回事前に辞退のあった者というものがいわゆる3条の第5号に該当する、町の職員であった者というところが該当しているんですが、この辺につきましてもやはり職員の自主的な判断による精神的なものがその心の中にはあったものというふうに解釈しております。この辺につきましても、私どもも近々そういう年限になりますが、この3条5号の適用につきましても、今後、今の年代に合った形で、この辺の条例のあり方についても今後部分的に見直しも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（関 民之輔君） 6番、月岡君。

○6番（月岡清孝君） 今、先輩職員方々ご尽力のおかげで、本年度、長柄町60周年を迎えます。功労者になられた方々は町の挙行する重要な儀式等へ招待されるということになっております。今回この60周年というのもありまして、ご質問をさせていただきました。今回、これは他市町村、町の職員の皆様の意見を聞き、条例の改正を含めた検討をしていただければと思います。

私のほうは、以上で質問は終わりにします。

○議長（関 民之輔君） 以上で月岡清孝君の質問を終わります。

◇ 山 崎 悦 功 君

○議長（関 民之輔君） 次に、3番、山崎悦功君。

○3番（山崎悦功君） 3番、山崎です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。

最初に、ご当地ナンバープレートについて質問をいたします。

ご当地ナンバープレートとは、排気量50ccから125cc未満のバイクのナンバープレートに各自自治体が独自の特色あるデザインを施し、装着できるナンバープレートのことです。千葉

県においては22市町に導入されており、郡内では茂原市、白子町、一宮町、睦沢町が実施しています。現在、町内には先月25日現在、ご当地ナンバープレートを装着できる対象バイクは521台あり、そのうちメインとなる50ccのバイクは425台登録があります。登録済みや新車登録の希望者に装着していただくことにより、住んでいる町への愛着と、走ることにより町外の人の目にとまり、町のPRも自動的に行えるのではないかと考えます。

そこで、長柄町町制60周年記念事業としてご当地ナンバープレートの導入を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

次に、ジェネリック医薬品の普及促進についてお伺いします。

国内において急激な高齢化の進展と医療を取り巻く環境が大きく変化しており、医療保険財政の厳しさが続いています。今後とも必要な医療を確保するためにも医療財政の健全化を図らなければなりません。そのような中、医療費の上昇を幾らかでも抑えるために、ジェネリック医薬品の普及率を上げることも重要だと思います。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的にも同等であるものとして製造が承認された医薬品であり、先発医薬品に比べて薬価が安いにもかかわらず、品質、安全性及び有効性は先発医薬品と変わりませんので、代替可能な医薬品があるのであれば切りかえ、医療費の削減と患者本人の負担軽減を図ることができます。ジェネリック医薬品の普及率は、国内においては平成25年9月現在で27.6%であり、国は平成30年3月までに60%以上とする目標値を掲げています。この目標値を達成することは、町の医療費の抑制にも寄与することと思われれます。

そこでお聞きします。町の現在の普及率と今後3カ年での目標数値をどのように設定しているかお伺いします。

続いて関連のある質問でございますが、ジェネリック医薬品の普及促進についてどのような方策を考えているかお聞きします。

先般、町からはジェネリック医薬品希望カードが配布されました。患者さんからの希望も重要ですが、医師会や調剤薬局などと連携して、積極的にジェネリック医薬品を提供してもらうことが普及促進になるのではないかと思います。特にジェネリック医薬品の調剤割合の高い調剤薬局には報奨金制度もあると聞いております。町は、ジェネリック医薬品の普及促進に対し、希望カードとともに、他に何かの手だてを考えているのであればお伺いしたいと思えます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山崎議員のご質問にお答えします。

1 点目のご当地ナンバープレートの導入についてお答えいたします。

ご質問については、いわゆるマスコットキャラクターを模したナンバープレートのことかと存じますが、現在、郡市内の市町村では4市町で運用しており、いずれも希望によりキャラクターの有無を選択できるようにしているとのこととあります。

本町のナンバープレートの発行数は、1年間に60枚であることや、在庫が確保されていることなど、現状を踏まえた上で、町制60周年記念事業の実施に当たり、実行委員会の中で検討したいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

2 点目のジェネリック医薬品の普及促進についてお答えいたします。

現在、町におけるジェネリック医薬品の普及率は約50%ですが、千葉県では、第2期千葉県における健康福祉の取組みと医療の見通しに関する計画の中で、平成29年度までに数量ベース60%にすることを目標としております。町といたしましても、この県の目標数値を目安として取り組んでまいります。

次に、ジェネリック医薬品の利用促進についてですが、差額通知やジェネリック希望シールの配布等の実施のほか、ポスターの掲示やリーフレットの配布等、広報・啓発に努めてまいります。

また、厚生労働省から、患者が後発医薬品を選択しやすくするために一層の周知徹底を図る旨の通知もありますので、今後も医師会等関係機関と協力し、さらなる利用促進に努め、被保険者の自己負担額の軽減と医療費の削減を図りたいと存じますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、山崎議員のご質問に対しての答弁といたします。

○議長（関 民之輔君） 3番、山崎悦功君。

○3番（山崎悦功君） 答弁ありがとうございます。

ご当地ナンバープレートに関しての回答でございますが、在庫が、これが見合っというのですが、これが現在どの程度の在庫を要しているのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

次に、ジェネリック医薬品ですけれども、千葉県の目標値である29年度までに数量ベースで60%以上ということではございますが、町独自としましても医療費削減のためにも、県に

かかわらず、町独自でも目標を高く持っていたきたいと思いますので、その辺はよろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） それでは、1点目の在庫数につきましてお答えさせていただきます。

平成23年6月に今使っておりますナンバーを購入したため、現在500枚程度在庫がございます。ですので、在庫の数量といたしますと、十分な在庫があるということでご認識いただければと思います。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 3番、山崎君。

○3番（山崎悦功君） ただいま、相当数の在庫があるということで、なかなかこれを消費してからでは、我々がもう死んでいるんじゃないかという、60周年事業ということで、もしその点、お金がかかってでももしやれるようなことがあったら、切りかえていけたら、全員がこれを使うとは限りませんので、少しでももし準備ができるのであれば、していただきたいと思います。

○議長（関 民之輔君） 町長、清田君。

○町長（清田勝利君） それでは、お答えします。

先ほど答弁申し上げましたが、本年度は町制60周年記念になります。在庫も500枚あって、1年間に出る新車が大体60台前後と、議員のおっしゃるとおりで、私ももつかどうかわかりません。だからといって、手をこまねいているわけではありません。せっかくの60周年ですから、何枚かそれをつくって、新しく購入される方がどちらがいいですかと選択できるような方法をとればと。60周年記念式典の中でできればやっていきたいというふうに思っております。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

以上で山崎悦功君の質問を終わります。

◇ 篠原 貞夫 君

○議長（関 民之輔君） 次に、11番、篠原貞夫君。

○11番（篠原貞夫君） 11番、篠原貞夫でございます。

私のほうは、先般、新聞沙汰になりました、長柄町における寄附行為の報道についてということで質問させていただきます。

1月16日に千葉日報並びに朝日等の新聞等で、長柄町において、100万円の寄附行為が公職選挙法に抵触するおそれがあるとして、インターネットウェブサイトでも全国に配信されましたところであります。

総務課などによると、昨年11月28日に有限会社直売ながら、代表は関民之輔、現議長であります。寄附を受けた町は、12月19日に発行の広報紙に写真入りで掲載しております。その後、町は公職選挙法に抵触するおそれがあるとして、本年1月9日に返還したということでございます。住民の方々からは、寄附をした側も、受け取った側にも非難の声が多く上がっております。

また、2月4日に開催されました長生郡市議員連絡協議会の席上においても、他の市町村の議員から本件の成り行きを注視している旨の声を多数聞いており、大変関心の高い事案であると思います。公職選挙法に抵触したと決まったわけではありませんが、混乱を招いたことに対して、今後どのような形で本件が処理されていくのか、多くの方が注目されていますことから、お聞きいたします。

1番目、なぜこのような寄附を採納する事態になったのか。

2番目に、さらに法令遵守や危機管理に対して、今後どのように対応していくのかお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 篠原議員のご質問にお答えします。

このたびの寄附につきましては、経過から説明をさせていただきます。昨年11月28日に、有限会社直売ながらから100万円の一般寄附の申し出がありました。申し出の理由といたしまして、道の駅開業10周年に当たり、町への感謝の意思で町政の運営に役立ててほしいとのことでありました。町といたしましても、ふるさと納税の推進などに取り組んでおり、また、ほかの民間会社からの寄附も受けた直後であったため、寄附を受け入れ、町広報紙12月号に紹介いたしました。

その後、掲載された記事について年明けに問い合わせがありましたので、県選管に確認したところ、公職選挙法に抵触する可能性は否定できないとの回答でありました。

これを受け、1月9日にその旨を直売ながらに伝え、過誤納の処理を行った上で返金をし、ホームページ上でお知らせをするとともに、2月号の町広報紙でお知らせを行ったところがあります。

また、この経過につきましては、今ご質問のとおり1月16日の千葉日報、翌17日の朝日新聞にも掲載されたとおりでございます。

今回の寄附に関する事務処理につきましては、たとえ善意の寄附であっても、私どもが適切でなかったということを痛切に反省しているところであります。

今回の件で、混乱を招いたことに対し、町民の皆様には深く深くおわび申し上げますとともに、今後は私どもさらにコンプライアンスの危機管理の徹底について取り組んでまいり所存でございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 11番、篠原君。

○11番（篠原貞夫君） 今、寄附の申し出があり、受け入れたとのことですが、町では寄附採納の事案があった際の決裁処理はどのようにしているのか。また、決裁をしているのであれば、役場内部の誰からも違法な寄附ではないかというような指摘はなかったのか。

また、広報紙掲載後に問い合わせがあつて、県選管に問い合わせた。公選法に抵触するおそれがあるとして返還したとのことですが、町には年間委託している顧問弁護士がいるのに、事前に相談することはできなかったのか、その辺もお聞きいたします。

また、顧問弁護士の委託料については年間幾らか。また、今年度相談件数は何件ぐらいあったのかお知らせ願いたいと思います。

それから、最後になりますが、新聞に掲載された内容で、外部からの指摘を受けて返還したとありますが、その記事では、町としては公共団体が対象外と思っていたとありますが、私も公職選挙法第199条の3（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）の条文を読みましたが、余りにも、法令をつかさどる役場としてお粗末な判断であると言わざるを得ません。この安易な寄附の受け入れによって、同僚議員は現在重大な局面だと思っておりますが、町としては知らなかったで寄附金を返還すれば、双方ともこの問題は解決したと思っているのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（関 民之輔君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） ただいまのご質問でございますけれども、決裁関係でございます。寄附の申し入れの受付窓口は財政管財班が受け付けております。財政管財班で受け付けておりますが、決裁につきましては、所定の金額につきましては決裁区分に応じて決裁しているというところでございます。

今回の件につきましては、受付、第一義的には財政管財班長の私の勉強不足、認識不足、そして脇の甘さから生じたものでございまして、町民の皆様、議員の皆様には大変申しわけなく思っておる次第でございます。おわびしたいと思います。申しわけありませんでした。以後、このようなことのないように努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 篠原議員のご質問の顧問弁護士がいるではないかということでございますが、顧問弁護士、千葉市のミヤバラ弁護士さんといひまして、町のほうでは年間の委託料48万円と消費税を合わせた額でお支払いしてございます。

年間の利用相談件数ということですが、25年度は3件の案件につきましてご相談をしたところです。26年度につきましては、まだ3月終わりませんが、今のところ4件ということで、いずれも相談をしております。ただし、1件あたりは何度もやりとりがありますので、1件相談して、はい、終わりというわけではなくて、ある程度の期間、1件について相談をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 町長。

○町長（清田勝利君） それでは、お答えします。

先ほども申し上げましたように、私どもの本当に不勉強、うっかりで済まされるかということでもあります。本当に、まことに申しわけなく思っております。県の選管に相談する前に、当然、ミヤバラ弁護士に相談をしております。その際も同様の回答をいただきました。選挙法に抵触する可能性は否定できないと、同じような回答でございました。したがって、私どもはそれはまずいと、本当に善意の寄附というふうに全く疑わないでそれを受けてしまった、この失態に対しては本当に申しわけなかったとつくづく思います。そういった方々からの指摘に応じまして、今回の行動をとらせていただいた次第でございます。本当に町民の皆様方やこの議員の先生方の皆様方に本当にご迷惑をかけたということ、本当に私から改めておわびを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 11番、篠原君。

○11番（篠原貞夫君） 気がつかなかったということなんですけれども、決裁するまでの間に、役場の職員のハンコなり、上の目を通したと思うんですよ。そのうち誰も、いや、これはちょっとまずいよとか、おかしいよとかと誰も気がつかなかったということで済ませてよろしいんですか。ただ、石井財政管財班長の、私の見落としでした、誤りでしたというだけで、これだけの100万円というお金を決裁したのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。それだけ聞いて私の質問を終わりにします。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） この件につきまして、多大なご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、私のほうからも、石井班長ともどもおわび申し上げたいと存じます。

この決裁につきましては、篠原副議長ご指摘のとおり、決裁の過程の中で注意がされなかったのかというところにつきましては、これは言いわけでも何でもございません、気がつきませんでした。というのも、立て続けに寄附がございましたので、その善意の寄附という趣旨を、私も決裁の上司でございます、その辺、善意の気持ちというところをまず念頭に置いておりましたので、この辺の精査につきまして注意力が足らなかったということは事実でございます。深くおわび申し上げたいと存じます。申しわけございませんでした。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 以上で篠原貞夫君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時00分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第5、議案第1号 長柄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第2号 長柄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第2号 長柄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険のサービス事業に関連する条例であり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地域主権一括法による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターが事業を実施するための必要な基準及び指定介護予防支援事業の人員及び運営等に関する必要な基準をそれぞれ条例で定める必要があることから提案するものであります。

なお、詳細につきましては、保険住民班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 議案第1号 長柄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第2号 長柄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本条例の制定は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、町条例の整備を図ることにより、今後各事業等の実施が図られることから、本条例の制定を行うものであります。

介護保険サービス事業の提供体制の整備を図ることの趣旨は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な介護予防状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築、実現するとともに、今後認知症の高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、新たな地域包括ケアシ

システムの構築と新たな地域支援事業の充実を図っていくものであります。

そこで、地域支援事業では必須事業である介護予防事業は第1号被保険者を対象に、要支援、要介護状態の予防、軽減、悪化防止のサービスを提供するもので、このたびの改正では要支援認定者が利用する予防給付のうち、訪問介護と通所介護が地域支援事業の枠組みに入ることとなります。

このほか、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営として総合相談支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、権利擁護事業、包括的継続的マネジメント事業、地域ケア会議等の充実を図り、公正・中立性の確保により、在宅医療、介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービス等の体制の整備を図るものであります。

さらに、任意事業では、家族介護支援事業や成年後見制度利用支援事業などとした支援事業を行うものであります。

これらのことから、サービス事業実施に当たり、長柄町包括的支援事業の実施並びに指定介護、予防、支援の運営等に関し、基準を条例で定めることで、サービスの種類、内容、人員基準、運営基準、単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護、通所介護を含めた事業が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体により柔軟な取り組みと効果的かつ効率的なサービスの提供ができることから、本条例の整備を図るものであります。

これらのことをお含みいただきまして、本条文の説明をさせていただきます。

第1条では介護保険の規定に基づく包括的支援事業を実施するに必要な基準として趣旨で定め、第2条ではそれぞれ第1号から第3号の掲げる用語の意義を定め、第3条では包括的支援事業の基本方針として共同して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて介護保険給付対象サービス、その他の保険医療サービス、または福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにと定めるものであります。第4条では地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について第1号から第3号でそれぞれ定め、さらに同条第2項で前項の規定にかかわらずとして、置くべき職員及びその人数を次の各号と表に定めるところによることができる規定として、国の基準に従い定めるものであります。第5条では適切、公正かつ中立な運営を確保するとして規定し、施行期日を平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を条例で定める必要があることから、本条例をご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第2号 長柄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例も第3次地域主権一括法により整備を図るもので、今後実施いたします指定介護、予防、支援等を実施するに当たり、事業の人員及び運営に関しての基準を条例で定めるものであります。

趣旨、第1号で介護保険法の規定に基づき、指定介護、予防、支援事業者の指定に関する必要な事項を定めるとともに、指定介護、予防、支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護、予防、支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を趣旨として定め、第2条、定義では、それぞれ第1号から第4号の掲げる用語の意義を定め、第3条、指定介護、予防、支援事業者の指定を受けることができるものを法の規定による条例で定めるものを法人と定めるものであります。第4条、指定介護、予防、支援等の事業の基本方針として、指定介護、予防、支援の事業はその利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行わなければならないと基本方針として定め、以降、第2項から第4項で指定介護、予防、支援の事業と事業者を行うべき基本方針を、第5項では前項の規定はとして、準用する規定として定めるものであります。第5条では指定介護、予防、支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護、予防、支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法について省令で定めることによるとして、省令中の部分中2年間とあるのを5年間とするものであります。このことは、介護給付費の返還請求が5年とされているため、正しい請求を行う必要があることから、2年間で5年とするものでございます。

以上のように施行期日を平成27年4月1日として、省令の規定が改正されたときは速やかに必要な措置を講ずる。さらには町の条例を踏まえて随時検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう努めるものとするとして条文化するものであります。

本条例も指定介護、予防、支援の事業の人員や運営等に関し、必要な基準を条例化し、介護予防、介護支援とした事業実施に当たり町条例で整備を図り実施することから、本条文でご提案するものであります。

なお、本条文につきましては管内町村統一した条文で整備するものでありますことを申し添えますとともに、本件につきましては、去る2月25日議会説明会においてご説明させていただきましたことあわせてご理解のほどお願い申し上げまして、補足説明とさせていただきます。

たきます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 長柄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第6、議案第3号 長柄町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議案第4号 長柄町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議案第4号 長柄町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、本年4月1日より施行されることに伴い、関係条例を整理し、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、学校教育班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） それでは、補足説明申し上げます。

初めに、議案第3号 長柄町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について並びに議案第4号 長柄町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

先ほどの町長からの提案理由で申し上げましたが、本条例につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律が昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されます。この改正により、教育委員長と教育長が一本化され、新教育長制度に移行されることとなります。しかし、現教育長が4月1日以降も継続し在職している場合には、その任期が満了するか、もしくは任期中の辞職や死亡、罷免、失職した日以降に新制度への移行となります。また、この法律の適用を受け、新教育長となる者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命され、任期は3年で、特別職の身分を有する者となるのと同時に、教育委員会の構成員になりますが、教育委員としての身分ではなくなります。また、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法は適用されませんが、議案第3号の長柄町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例では、教育長の勤務時間についてで、内容は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例により適用されることとなります。

また、施行規則については、4月1日から施行されますが、附則の中に記載してあるとお

り経過措置を設け、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則第2条第1項の規定により、教育長が従前の例により在職する場合は、この条例の規定は適用しないこととなります。

次に、議案第4号の長柄町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例ですが、現行の教育長は一般職の職員と同じく地方公務員法の職務専念義務が適用されますが、新教育長は特別職であるため、この法律の適用から外れることになり、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に定める職務専念義務の規定が適用されることとなりますので、この場合、新教育長の職務専念義務の免除については、一般職とは根拠法令が異なるので別に条例を定める必要がございます。条例の内容は、第1条で目的を記載し、第2条では教育長は次の各号の1に該当する場合はあらかじめ教育委員会、またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務が免除されることが記載されております。1号で研修を受ける場合、2号で構成に関する計画の実施に参加する場合、3号では特に任命権者が必要と認めて定めた場合となります。

なお、附則については、先ほどの条例でも申し上げましたが、施行期日については4月1日からとし、経過措置を同様に設けることとなります。

続きまして、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、先ほどの新規条例の趣旨と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、関係条例の整備を行うため所要の改正を行うものでございます。

第1条は長柄町議会の委員会条例で、第19条中に教育委員会の委員長とあるものを、教育委員会の教育長に改めます。第2条は長柄町総合計画策定審議会条例で、第3条第2項第2号に教育委員会の委員1人とあるものを、教育委員会の教育長または委員1人に改めます。第3条は特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で、別表の非常勤特別職報酬額表の中の教育委員会委員長月額3万1,900円という文言を削除しますので、記載のとおり別表を改めます。第4条は特別職の職員の給与及び旅費に関する条例で、第1条中の副町長の次に教育長を加えます。第2条中の特別職の職員という文言を町長、副町長及び教育長に改め、別表第1の副町長63万9,000円を、副町長63万9,000円の下段に教育57万7,000円を加え、改めます。第5条は長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例で、第4条で教育長の部分をつけ加え、改正するので、この条例は不要となるため廃止いた

します。第6条は職員の給与に関する条例で、第2条中にただし書きで、ただし、教育長は除くという文言を削除します。第7条は長柄町青少年問題協議会設置条例で、第3条第4項第2号の町教育委員長を削除し、第3号の教育長を第2号と、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げます。

最後に、施行期日については本年4月1日とし、2から8まではそれぞれの条例に経過措置を設け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により教育長が4月1日以降も在職している場合は、その任期が満了するか、もしくは任期中の辞職や死亡、罷免や失職した日以降まで前条例の規定の効力を有するものです。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 長柄町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第7、議案第6号 長柄町立こども園条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 長柄町立こども園条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、本年4月1日より施行されます。

今回の改正により、幼保連携型認定こども園が同法に規定されたことから、長柄町こども園条例を全部改正するものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 議案第6号 長柄町立こども園条例の全部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称認定こども園法が一部改正され、新たに幼保連携型認定こども園が規定されました。

現行のこども園条例では、児童福祉法に基づく保育所と学校教育法に基づく幼稚園が認定こども園法に基づく認定を受けた施設の中にそれぞれ存在すると規定されておりましたが、

認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園が単独の施設と規定されました。満3歳以上の子供に対する教育、いわゆる短時間児及び保育を必要とする子供、いわゆる長時間児の保育を一体的に行う本町の認定こども園も幼保連携型認定こども園となりますので、今回、根拠法令改正に伴い本条例を改正するものでございます。

それでは、本文条例の説明をいたします。

第1条では法的根拠に基づく設置を規定します。第2条ではこども園の名称及び位置の規定です。第3条ではこども園で実施する各事業の規定であります。第1号は教育及び保育の事業、通常の保育時間内での事業であります。第2号、預かり保育事業は現在の短時間児の時間外保育事業です。第3号、時間外保育事業は長時間児の時間外保育事業です。第4号、子育て支援事業は子育て支援センターでの事業でございます。第5号、一時預かり事業は本園に入園していない子供の保護者が何らかの事情で一時的に保育できない場合の預かり事業であります。第4条は職員についての規定です。第5条では利用資格の規定です。現行では児童福祉法に規定されている子供及び小学校就学前3年以内の子供であります。新制度により教育、保育を受けるために認定を受けた子供が対象となりました。第1号は1号認定児、現行の短時間児です。第2号は2号認定児、現行の3歳以上の長時間児です。第3号は3号認定児、現行の3歳未満の長時間児です。第6条及び第7条は利用の手続、利用の取り消しについて規定します。

なお、第6条のただし書きですが、児童福祉法第24条第5項、第6項は要保護児童、またはやむを得ない理由により保育を利用できない場合の措置であります。

第8条はこども園の開園時間の規定です。開園時間は現行どおりの午前7時30分から午後7時までとします。第9条はこども園の休園日の規定です。第2号は1号認定児、現行の短時間児ですが、の土曜日及び長期休業日の利用できない規定であります。第10条、保育料ですが、子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める額となっております。この額は、実際に保育所やこども園を運営するために必要な人件費、物件費、施設管理費等を総合的に勘案して国が算出する額であります。子供1人を預かる場合にかかる額を公定価格として全国統一するものであり、本来利用者が支払うべき額、すなわち保育料として設定されます。第11条、保護者負担額では、先ほどの第10条を踏まえ、公定価格のうち保護者が負担する額を規定するものであります。ただし、保護者負担額の上限は政令で定めています。その上限額の範囲内で市町村が実際に徴収する保護者負担額、つまり従来の考えである保育料として保護者から徴収することを規定しています。

なお、負担額につきましては別に規則で定めます。

第12条、預かり保育事業、第13条、時間外保育事業、第14条、子育て支援事業及び第15条、一時預かり事業は第3条で規定した教育、保育事業以外の事業について規定するものであります。利用料金、利用時間等必要な事項はそれぞれ規則で定めます。第16条はその他必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則ですが、施行期日は平成27年4月1日から施行とするものでございます。

なお、長柄町幼稚園条例、長柄町保育所条例及び長柄町保育の実施に関する条例は廃止いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、去る2月25日、議会説明会においてご説明させていただきましたこととありますことをあわせてご理解のほどお願い申し上げます。補足説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 長柄町立こども園条例の全部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第8、議案第7号 長柄町行政手続条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 長柄町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

昭和37年の行政不服審査法制定以来、実質的な法改正がなく、今回、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、関連法制度の整備、拡充等を踏まえ、公正性・使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われ、昨年6月13日、行政不服審査法関連3法が公布されたところです。

この法律の施行に伴い、救済手続を定める行政不服審査法の改正にあわせ、国民の権利利益の保護の充実を図るため、事前手続を定める行政手続法もあわせて改正されたため、本条例についても所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 議案第7号 長柄町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の行政手続法改正に伴う町条例の主な改正点の1点目といたしまして、法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合、行政に再考を求める申し出を法律上の手続として位置づけられましたので、これに伴いまして、町条例33条部分、行政指導の方式について権限の行使をするために新たに規定を追加いたしました。

2点目といたしまして、住民が法令違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すため、是正のための処分を求めることができるようになったことを踏まえ、第34条部分について新たに追加規定するものであり、所要の改正を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

5番、山根君。

○5番（山根義弘君） 5番、山根でございます。

この行政手続条例ということなんですけれども、そもそも行政不服審査法の改正があったというところから出てきているわけで、その行政不服審査法の改正内容ですね、審査請求人という形の中で、今回は処分庁ですか、その辺の一元化されたというふうな話は聞いておるんですけれども、さらに審査員とか第三者機関というものが設けられるということは聞いておるんですけれども、その辺の模式的な資料、そしてそれが改正後、町としてどういう部署がそれに当たるのか、そういうものを何か資料としてあれば、ぜひ提出をして説明をお願いしたいと思います。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまの山根議員のご質問でございますが、今回町長の説明のとおり、昨年6月13日、行政不服審査法関連3法ということで行政不服審査法、また行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、3本目に行政手続法の一部を改正する法律案ということで3法案が可決されたところでございます。この3つの法律につきましては、公布は6月13日にされたものの、施行につきましては2年以内に施行するということになってございます。

今回、町では、その中の行政手続法の部分だけを改正いたしまして、平成27年に、先ほど議員さんが言われた各事務事業の洗い出し、またその審査機関の位置づけなどを整理しながら、その位置づけを確定して、おおむね1年かけてその条例等を整備して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根君。

○5番（山根義弘君） そうしますと、新年度予算の話にもちょっと触れざるを得なくなってしまうんですけれども、ちょっと確認をしておきたいんですが、新年度予算の中に、歳出で行政不服審査法関連3法に関する支援業務172万8,000円というのがあります。これはまだ予算のほうへ入っていないくて申しわけないんですが、今班長さん言われたいろいろな業務という分の洗い出しとか整理とかというのは、今私が言った支援業務の172万8,000円、これと関係が出てくるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいま議員のおっしゃられたとおり、各種事務事業が町独自でやっているもの、また県の条例に基づいてやっているもの、各種ございますので、その辺を予算のほうをつけていただきまして、事務事業について全て洗い出して、その上でこの

審査手続につきましてどういう基準で進めていくのか、法令の整備に当たっていきいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 長柄町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第9、議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、人事院による給与制度の総合的見直しが勧告されたことを受け、国と同様に見直しをすることとし、給与表及び地域手当等についての見直しを行うものです。

1点目としては、地域の民間給与水準を踏まえて、給料表の水準を平均で2%引き下げる

ものです。

2点目として、国の地域手当の見直しに合わせ、地域手当を支給するものです。

その他、職務や勤務実績に応じた給与配分を行うため、単身赴任手当及び管理職職員特別勤務手当の支給に関し、条例の整備を図るものです。

以上の改正点につきましては、いずれも人事院及び県人事委員会の勧告に基づく改正でございます。

なお、詳細につきましては、総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の一部改正は、昨年8月7日の人事院勧告に基づくもので、民間給与の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直しが勧告されたことを受け、今回の改正を行うものでございます。

町長の説明にもありましたが、1点目には給料表の水準を平均で2%引き下げいたします。ただし、1級の前後及び2級の一部号給につきましては、引き下げは行いませんが、3級以上の号給につきましては、50歳代後半層における官民給与差を考慮し、最大4%の引き下げを行います。

本町の職員では、200円から1万6,700円の範囲で引き下げることとなります。また、55歳を超える7級の職員は、現在1.5%の減額支給措置がされているところが、給料表の水準の引き下げに伴い、この措置を廃止いたします。これらの措置につきましては、給料表の切りかえに伴う経過措置といたしまして、平成30年3月31日までの3年間の現給保障がされているところでございます。

2点目に、諸手当についてでございますが、単身赴任手当については民間と比較し下回っていることから、現行の2万3,000円から7,000円を引き上げ3万円とし、加算限度額を4万5,000円から7万円に引き上げます。また、管理職員特別勤務手当については、災害への対処など臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日の深夜に勤務した場合、1回につき6,000円を超えない範囲で支給をしようとするものです。地域手当につきましては、地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、その水準を基礎とし、物価等を考慮して定める地域に在勤す

る職員に支給することとなっておりますが、これも今回の人事院勧告によりまして、本町も新たに7級地として3%の支給地域となりました。実施時期につきましては、先ほどの給料表の現給保障と整合を図るため、平成27年度より1%ずつ加算し、30年4月までに段階的に引き上げをしようとするものでございます。

なお、この給与改正につきましては、町長の説明のとおり人事院勧告に基づく改正でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第10、議案第9号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第9号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい

て、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条の規定による第6期介護保険事業計画策定に伴い、平成27年度から平成29年度までにおける第1号被保険者の保険料の改正並びに介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を延長する必要があることから提案するものであります。

なお、詳細につきましては、保険住民班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 議案第9号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

平成12年4月から開始されました介護保険制度は、介護認定者や介護給付費の増加等、さらにはさまざまな改革、法の改正が行われてきたところでございます。このような状況を踏まえ、介護保険法の規定に基づき3年を1期とした計画の策定が義務づけられていることから、本年度第6期介護保険事業計画を策定し、平成27年度から29年度までの事業計画及び保険料等について策定をしたところでございます。

なお、本計画策定につきましては、介護保険策定委員会並びに介護保険運営協議会においてご審議いただき、ご承認をいただいたところでもございます。

まず、保険料の算定につきましては、基礎となる介護認定者の増加、介護診療報酬の改定等に伴いまして、居宅サービス、施設サービスに増加が見込まれること、さらには中長期的に安定した財源確保の観点から、事業運営機関の状況を勘案し、保険料を算定したものであります。算定いたしました保険料額につきましては、条例の第3条となります。

それでは、保険料の改定第3条の内容をご説明申し上げますが、資料中、新旧対照表を参照していただきながらご説明をさせていただきます。

まず、第3条中、計画期間の平成24年度から26年度につきましては、平成27年度から平成29年度と改めるものであります。次に、第3条第5項で、本人が町民税非課税の方で、世帯に町民税の課税者がいる、かつ本人の年金収入等が80万円超の方は保険料が年額6万1,200円、月額5,100円、これが期間中の保険料基準額となることから、第6期計画につきましては保険料の公平化を図ること、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うこと、さらには多くの自治体で特例段階の設置や本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を第6期計画での6段階から9段階に見直しを図られることから、第3条第

5項の金額を基準額として介護保険法施行令に定める所定の率により各段階別に算定したものでございます。そこで、同条第1号中、本人が生活保護受給者の方、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金を受給している方、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入が80万円以下の方は基準額の0.5で、年額2万5,800円を3万600円に改め、同条第2号中では、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超え120万円以下の方は、基準額の0.75で年額2万5,800円を4万5,900円に改め、同条第3号中では、世帯員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の方は、基準額の0.75、年額3万8,700円を4万5,900円に改め、同条第4号中では、本人が町民税非課税、世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入が80万円以下の方は、基準額の0.9で、年額5万1,600円を5万5,000円に改め、同条第5号中、本人が町民税非課税、世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が80万円超の方を所得段階別保険料の基準額として6万4,500円を6万1,200円に改め、同条第6号中では、本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方は、基準額の1.2で、年額7万7,400円を7万3,400円に改め、次に、特例段階の見直しにより次の3号を加え、同条第7号として、本人が町民税課税で、合計所得金額120万円以上190万円未満の方では、基準額の1.3で、年額7万9,500円を定め、同条第8号として、本人の町民税課税で、所得金額190万円以上290万円未満の方では、基準額の1.5で、年額9万1,800円を定め、同条第9号として、本人が町民税課税で、合計所得金額290万円以上の方、基準額の1.7で、年額10万4,000円を定めるものであります。

さらに、同条に1項を加え、同条第2項として所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1項に該当する者の平成27年度から29年度までの各年度における保険料率は、同項の規定にかかわらず、2万7,600円とするものであります。

また、第5条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改めるものであります。

さらに、附則に次の1条を加え、今後事業展開されます新しい介護予防・日常生活支援総合事業にかかわる経過措置として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項の規定により、改正後の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援に係る体制整備の必要性等に鑑み、この円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとするとして、附則1条を加える

ものであります。

さらに、施行期日を平成27年4月1日から施行し、経過措置として改正後の長柄町介護保険条例第3条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

なお、ご説明申し上げました保険料に関する改定につきましては、介護保険事業計画策定委員会及び介護保険運営協議会においてご審議いただき、ご承認をいただいたことでもありますので、ご理解のほどお願い申し上げまして、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第11、議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由を申し上げます。

長生郡市広域市町村圏組合は、教育委員会を設置し、視聴覚教材センターの設置及び管理に関することを長生郡市で共同処理しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴い、教育委員会は、教育委員長と教育長を一本化した教育長と4人の委員で組織することとなるため、当組合規約の関係条文の改正をしようとするものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第12、議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員でもあります岩崎英代氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として、長柄町山根1983番地2、宮澤喜代子氏を推薦するものであります。

宮澤氏は、教員として30年間勤務され、退職後も千葉市の非常勤職員として7年間勤められました。広く社会の実情に精通し、人格、識見ともにすぐれた方であります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求め、推薦しようとするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第13、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、3名の委員を任期3年で選任しております。このうち、安藤嘉朗氏が昨年12月に辞職されたことに伴い、その後任といたしまして、山本岩男氏を選任いたしたく、ご提案申し上げます。

山本氏は、人格、識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第14、議案第12号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第6号）、議案第13号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第15号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第12号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第6号）及び議案第13号から議案第17号の各特別会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。2,219万4,000円を増額し、補正後の予算総額を36億6,373万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は、年度末における実績に伴う諸経費の調整を会計全般にわたり行うものであり、主な内容を款別に申し上げますと、議会費では議員1名欠員に伴う報酬等の減。総務費では、職員の育児休暇、病気休暇等による人件費の減、また地方先行型交付金事業費の増。民生費では、障害者福祉費実績に伴う扶助費の減、臨時福祉給付金及び児童手当の実績による減。衛生費では、検診、予防接種等委託料の実績に伴う減、農業集落排水事業及び浄化槽事業特別会計への繰出金の減。農林水産業費では、経営体育成事業の実績による減。商工費では、プレミアム商品券発行に伴う補助金の増、観光地魅力アップ緊急整備事業の減。土木費では、地籍調査業務の精算に伴う減、長柄川大橋定期点検費用の増、道路排水路維持補修工事の増、橋梁長寿命化修繕工事の増、町道3033号線の道路改良詳細設計等の減。公債費では、利子償還金の減。諸支出金では、基金積立として財政調整基金へ5,000万円、公共施設設備等基金へ5,000万円追加積立をいたします。

また、歳入につきましても、それぞれ年度末の事業費の確定に伴う補正であります。町民税、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入の増と地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金、県支出金、町債の減が主なものであります。

次に、国民健康保険特別補正予算ですが、保険給付費の増によるもので、補正額は2,000万円の増額で、補正後の予算総額は11億1,571万円となるものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、年度末に当たり各経費の精算を行うも

のであり、補正額は8万9,000円の減額で、補正後の予算総額は5,341万1,000円となるものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、保険給付費を減額するもので、補正額は2,263万円の減額で、補正後の予算総額は6億7,885万1,000円となるものであります。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、浄化槽設置基数の減によるもので、補正額は907万4,000円の減額で、補正後の予算総額は5,662万6,000円となるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合納付金の減額によるもので、補正額は200万7,000円の減額で、補正後の予算総額は6,579万2,000円となるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 議案第12号 一般会計補正予算（第6号）について補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げます。

本補正予算の全般的なものとしたしましては、年度末に当たる実績によるものが主なものでございます。したがって、補正額が少額であり、かつ実績によるものは説明を省略させていただきます。また、人件費につきましては人事異動、休職、退職等に伴うものが主なもので、一般会計、特別会計合わせまして1,777万9,000円の減となります。以降、人件費にかかわるものは詳細を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の17ページをお開きください。

まず、1款1項1目議会費の215万3,000円の減は、議員1名欠員でございますので、このための減額補正でございます。

次に、2款1項1目一般管理費、12節委託料の84万円の減は職員検診の実績による減と、産業医の委託を実施月に応じて支払う契約としたためのものでございます。

2目文書広報費、11節需用費の印刷製本費20万円の減は、広報ながらの印刷にかかわる契約差金でございます。

18ページをお開きください。

3目防災対策費、15節工事請負費の292万円の減は、防災行政無線屋外子局新設工事の入札執行残によるものでございます。

18節備品購入費の354万1,000円の減は、自主防災組織の設立が少なかったためのものでございます。

次に、6目財産管理費、11節印刷製本費の84万4,000円の減は、町勢要覧の契約差金になります。

12節役務費の400万円の減は、LGWANの更新に伴う回線使用料の減と各種保守料の実績による減でございます。

13節委託料の220万円の減は、庁舎各施設管理業務等の実績によるもの、また公共施設耐震評価業務等で災害時の避難場所となっております梅の木荘の耐震調査を行いました、これらの契約差金などがございます。

7目企画費、13節委託料の156万円の減は、総合計画後期基本計画の策定に伴うアンケート調査を実施する予定でございましたが、1項総務管理費、12目地方創生先行型交付金事業費で同様の調査を行うことが可能となったための減額でございます。

19ページをごらんください。

9目諸費96万2,000円の減につきましては、LED防犯灯にかかわるものでありまして、実績によるものでございます。

10目無線共聴施設設置事業費、14節使用料及び賃借料の94万5,000円の減は、26年度分の電柱共架料をNHKアイテックが負担することになったための減でございます。

次に、12目地方創生先行型交付金事業費の1節報酬32万6,000円の増は、人口減少問題の克服と地方の成長力の確保のため、地方版総合戦略を策定するものであり、総合計画策定審議会委員の皆様にご諮問するためのものでございます。

13節1,365万円の増は、地方版総合戦略策定委託と、観光振興魅力発信事業として観光パンフレットの作成をいたします。

15節工事請負費776万9,000円の増は、創業支援・販路開拓整備事業といたしまして、都市農村交流ターミナル施設と農産物加工施設の整備に566万9,000円、また観光地魅力アップ整備事業といたしまして210万円を観光地誘導看板の設置と改修工事に充てます。

18節備品購入費540万円は、都市農村交流ターミナル施設と農産物加工施設の備品をそろえます。この目にかかわる2,714万5,000円は、全額繰越明許費といたします。

続きまして、2項徴税费、2目賦課徴収費、8節報償費の52万9,000円の減は、固定資産税の納期前納付奨励金の実績に伴う減でございます。

21ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費、8節報償費28万円の減は、成年後見制度を利用する制度を利用する方がいなかったためのものでございます。

19節補助金55万円の減は、グループホームにかかわるものであり、利用者が1名減少したためでございます。

20節扶助費2,073万円の減は、各事業における実績に伴う給付費の減でございます。

5目国民健康保険費、28節繰出金209万9,000円の減は、国保会計への繰出金の減でございますので、詳細は別途、国保会計でご説明申し上げます。

次の22ページをお願いいたします。

6目福祉センター費、13費委託料83万円の増は、町社会福祉協議会へ委託しております福祉センターの管理で、光熱水費、燃料費が不足する見込みでありますので増額といたします。

15節工事請負費の129万6,000円の増は、福祉センター浴槽にかかわる工事でございます。ボイラー室の制御機器の修繕をするものでございます。

7目介護保険費、28節308万4,000円の減は、詳細につきましては介護会計でご説明いたします。

8目後期高齢者医療費、19節負担金151万6,000円の減は、後期高齢者医療広域連合に納付するものでございまして、実績によるものでございます。

28節繰出金212万2,000円の減は、後期高齢者会計で説明いたします。

9目臨時福祉給付金事業費の745万円の減は、今年度において低所得者に対し支給した給付金にかかわるもので、全額実績によるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の本目更正は学童クラブの補助対象となる経費が増加したためのものでございます。

次のページでございます。

2目児童措置費、20節扶助費500万円の減は、児童手当の実績によるものでございます。

次に、5目子育て世帯臨時特例給付金事業、13節委託料の50万円の減は、システムの構築費用の執行残でございます。

次の24ページをごらんください。

4款1項1目、20節扶助費100万円の増は、出生から中学校3年生までの子ども医療費無償化のためのものでありまして、実績見込みによる増額でございます。

2目予防費、13節委託料の1,146万4,000円の減は、予防接種などの実績による減でございます。

19節補助金の28万4,000円の減も、不妊治療助成にかかわる実績によるものでございます。

4目環境衛生費、19節負担金及び交付金です。まず、広域市町村組合衛生費の人件費によるものといたしまして、83万1,000円の減、九十九里水道企業団の52万9,000円の減は、平成25年度の給与減額分を財源といたしまして、26年度の構成団体負担金の軽減措置を行ったものであります。また、補助金の89万2,000円の減は、太陽光発電システム設置件数減によるものでございます。

28節繰出金につきましては、それぞれ農集会計、浄化槽会計でご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節補助金の131万円の減は、平成26年2月の降雪により倒壊いたしました農業用ハウスの復旧のための補助金であります。申請を辞退された方がありましたので、減額補正となりました。

4目農業基盤整備費の本目更正は、高山地区の土地改良区域内の井戸と揚水機のポンプ交換工事の地元負担金の減によるものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節補助金の1,800万円の増は、町商工会が実施しますプレミアムつき商品券発行に対する補助金でございます。全額翌年度へ明許繰越になります。

次に、3目商工観光費の補助金の500万円の減でございますが、町は観光地魅力アップ緊急整備事業で、日本土地改良株式会社が運営いたします生命の森リゾート内のトイレ改修工事に対しまして補助金を支出する予定でございました。当初、日本土地改良株式会社は中小企業として補助対象とみなされておりましたが、その後、大手企業のリゾートソリューション株式会社、社名変更前はミサワリゾート株式会社でありましたが、この傘下にある企業で、大手企業でございますので、補助金の趣旨になじまないということで補助金をとりやめたものでございます。

次に、26ページをごらんください。

7款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費の727万円の減は、主に入札差金と実績によるものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料は、道路側溝清掃等の予算が不足見込みとなりましたので、281万1,000円を増といたしまして、また、説明欄の一番下になりますけれども、長柄川大橋定期点検業務の329万4,000円を追加いたします。この分につきましては、本年度の千葉県補助金の枠に余裕が生じたため、この補助枠を長柄町に追加していただき、

事業の進捗を図るものでございまして、全額翌年度へ繰り越しとなります。

次に、15節工事請負費414万円の増は、道路排水の維持改修工事と橋梁長寿命化修繕工事などの増によるものでございます。

16節原材料費の減は、道路愛護などに伴う資材支給の減によるものでございます。

2目道路新設改良費、13節委託料の1,047万3,000円の減のうち、978万1,000円の減は、町道3033号線の道路改良に伴う各種業務委託の差金によるものでございます。また、スマートインターチェンジの周辺道路整備事業の調査費といたしまして69万2,000円の分につきましては、契約差金でございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、19節補助金の住宅共益費の増でございます。これは町営住宅の空き家分の共益費は町が負担しておりますが、空き家がふえたための増額でございます。

次の28ページをごらんください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、19節負担金の10万5,000円の増は、人件費によるものでございます。

2目非常備消防費の19節負担金の10万5,000円の減は、消防団員の消防服の購入に当たり消防基金からの助成金を利用したため、構成団体の負担減になったものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、19節負担金の30万5,000円の減は、広域市町村圏組合の人件費減によるものでございます。

次のページ、2項小学校費、2目教育振興費、20節扶助費の57万円の減と、3項中学校費、2目教育振興費の20節扶助費の60万7,000円の減につきましては、準要保護該当者が当初見込みより少なかったためのものでございます。

次の30ページをごらんください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、13節の委託料39万9,000円の増は、ながら号の利用回数の増によるものでございます。

2目公民館費、11節需用費の燃料費30万円の増は、公民館利用率の向上によるものでございます。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費、11節16万4,000円の増のうち11万4,000円は町民体育館1号館でございすけれども、この戸車の交換による修繕でございす。

3目学校給食費、15節工事請負費30万円の増は、経年劣化によるボイラーの蒸気バルブの交換工事によるものでございます。

18節備品購入費の36万2,000円は、野菜水切り器にふぐあいがあるため買いかえるもので

ございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金63万円の増は、10年間での利率見直し方式で借り入れた起債の利率見直しによるものでございます。見直しによる利息はふえましたけれども、元利均等払いでありますので、元利分がふえたためでございます。後年度の返済額を含めたトータル返済額は、利率が減りましたので減少となっております。

2目利子の482万5,000円の減は、平成25年度新規借り入れ利息が、想定借り入れ利息より低い金利で借り入れできたものと、25年度事業が繰り越しとなりまして借り入れが発生しなかったためのものでございます。

12款諸支出金、2項基金費、1目基金費、25節積立金1億91万2,000円の増は、本補正予算で生じた補正剰余金、これらを主な原資といたしまして、財政調整基金に5,000万円、公共施設整備基金に5,000万円、それぞれに積み立てるものでございます。91万2,000円につきましては、各会計から発生した利息を改めて積み直すものでございます。

次に、これらの歳出に伴う歳入についてご説明申し上げます。10ページをごらんください。

1款町税、1項町民税、1目個人1,500万円の増、2目法人の400万円の増は、実績によるものでございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税の1,000万円の減は、実績によるものでございます。

4款配当割交付金310万円の増は、大手企業の業績が好調なため、配当が増加傾向にあったためでございます。

また、5款株式等譲渡所得割交付金110万円の増は、株式市況の活性化のために増加したものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金の1,500万円の減でございますけれども、長柄町には長南パブリックを含めまして4カ所のゴルフ場がございます。このゴルフ場の利用税のランクは1等級から12等級までございます。この等級が下がったゴルフ場があったためと、利用客数の減になります。

11ページをごらんください。

8款自動車取得税交付金200万円の増、11款交通安全対策特別交付金の45万7,000円の減は、実績によるものでございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の690万円の増は、他の市町村からの管外委託料などによる増でございます。

12款2項分担金、1目農林水産業施設分担金23万9,000円の減は、歳出で申し上げましたとおり、土地改良区域内のポンプ交換工事の地元負担金の減によるものでございます。

13款使用料及び手数料の増減は実績によるものでございます。

次の12ページをごらんください。

14款国庫支出金の増減につきましては、歳出でご説明いたしましたそれぞれの事業実績及び見込みに伴う増減でございますが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、4節児童福祉費国庫負担金の保育緊急確保事業の299万9,000円の増は、子育て支援センターにかかわる事業費の補助の増、また子育て支援システム整備事業補助金の324万円の増は、子育て支援にかかわるシステム構築費用に対する補助でございます。

15款県支出金につきましても同様に歳出の実績に伴う増減でございます。

15ページをごらんください。

16款財産収入、1項財産収入、1目財産貸付収入の90万8,000円の減は、NPO法人みんなの森の村との賃貸借契約が26年3月末日をもって終了いたしました。また、長柄ダム湖畔のレストラン「里の味」が営業しなくなったためのものでございます。

2目利子及び配当金の83万4,000円の増は、財政調整基金などの各特別会計からの利子でございます。

17款寄附金の129万2,000円の増は、ふるさと納税など21件の寄附行為によるものでございます。

18款繰入金193万6,000円の増は、介護保険事業特別会計の25年度の精算に伴う繰入金でございます。

20款諸収入、3項雑入、1目過年度収入149万円の増は、給食費の滞納分でございます。

2目雑入の駅伝大会参加費は、参加チーム増によるものでございます。給食費負担金の81万円の減は、受給者人数の減、それから台風などの休校、学校行事などによる給食回数の減によるものでございます。財政管財班の雑入につきましては、千葉電子調達システム運営事業の平成25年度の精算金でございます。健康福祉班の雑入につきましては、学童クラブの利用料の増。産業振興班の雑入は、農産物加工場使用料等の減。地域整備班の雑入は、広域水道部からの舗装復旧負担金の減。生涯学習班の雑入は、コピー代金の増。

次の16ページをごらんください。

千葉県市町村振興協会交付金、これは宝くじの配分金でございますが、実績によりまして83万3,000円の減になります。また、平成25年度の長生郡市広域市町村圏組合負担金の精算

金といたしまして473万円の増でございます。

次に、21款町債、1項町債、1目臨時財政対策債は、実績による320万円の減でございます。

2目総務債の300万円の減は、緊急防災減災事業債の事業費減に伴うものでございます。

3目土木債610万円の減は、町道3033号線の改良事業の事業費の減によるものでございます。

前に戻りまして6ページになります。6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございます。本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものを繰越明許費といたしまして設定するものでございます。

2款1項総務管理費、地方創生先行型交付金事業の2,714万5,000円は、歳出で説明いたしましたとおり、事業費全額を繰越明許といたします。

次の2行目の2款2項番号制度対応に伴うシステム改修業務251万7,000円から、8行目の3款民生費、2項児童福祉費の番号制度対応に伴うシステム改修業務17万3,000円まで、これにつきましては全て番号制度にかかわるものでございます。これは技術面、運用面で事業計画の変更の必要性が生じたためのものでございます。

次の6款1項プレミアムつき商品券発行補助金1,800万円も歳出でご説明いたしましたが、繰越明許といたします。

次の7款2項道路ストック総点検事業329万4,000円につきましては、県補助金の枠に余裕が生じたため、町でこの追加枠を積極的に活用いたしまして、道路整備の進捗を図るものであり、繰越明許といたします。

次に、同款同項町道3033号線道路改良工事の4,815万4,000円につきましては、千葉県公安委員会等の協議に不測の日数を要したためのものでございます。同様に、(仮称)茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業の4,734万6,000円は、共同事業者の茂原市への負担金全額を繰り越すものでございます。

次に、7ページ、第3表、地方債補正でございます。

まず、臨時財政対策債を2億500万円から2億180万円に、緊急防災減災事業債を3,100万円から2,800万円に、公共事業等債6,230万円を5,620万円にそれぞれ減額補正するものでございます。

以上、一般会計でございました。

次に、議案第13号 国民健康保険特別補正予算(第3号)の補足説明です。

歳出からご説明いたします。8ページをごらんください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金及び交付金の2,182万4,000円の増。

同項2目退職被保険者等療養給付費408万3,000円の減。

同項3目一般被保険者療養費193万7,000円の減。

2項1目一般被保険者高額療養費273万円の増でございます。

次の9ページをごらんください。

8款1項1目特定健康診査事業費74万1,000円の減。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費25万円の増。

これらは平成26年12月までの実績から年度末の見込みを推計し、過不足を算出したものでございます。

9款基金積立金405万6,000円は、後年度の財源確保のために行うものでございます。

歳入でございます。7ページをごらんください。

10款繰入金、1項1目3節職員給与費等繰入金209万9,000円の減は、人事異動によるものでございます。

11款繰越金、1項2目1節その他繰越金につきましては、歳入の不足分2,209万9,000円を前年度繰越金から充当するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございます。番号制度対応に伴うシステム改修業務といたしまして30万3,000円を繰越明許費といたすものでございます。

次に、議案第14号 農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明でございます。

歳出からご説明いたします。7ページをごらんください。

本補正は、刑部・金谷・田代地区の農業集落排水施設の維持管理に伴う年度末の実績による補正であります。

1款1項1目で7万6,000円の減。

2目で6万円の増。

2款1項2目で7万3,000円の減であります。

歳入でございます。

2款1項1目40万円の減は、実績によるものでございます。

3款1項1目の17万5,000円、4款1項1目の13万6,000円を不足分として充当するものでございます。

次に、議案第15号 介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

9ページをごらんください。歳出でございます。

1款にかかわるものにつきましては、少額であり、実績に伴うものでありますので割愛させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス諸費、1目居宅介護サービス給付費600万円の減。

2目施設介護サービス給付費1,500万円の減。

3目居宅介護福祉用具購入費36万円の減。

4目居宅介護住宅改修費20万円の増でございます。

10ページをごらんください。

6目特定入所者介護サービス費120万円の減。

7目地域密着型介護サービス費500万円の減。

これらにつきましては、平成26年12月末日現在の実績から年度末の過不足を見込みまして算出したものでございます。

次に、2項高額サービス費、1目高額介護サービス費200万円の増。

2目高額医療合算介護サービス費201万円の増も実績によるものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目一次予防事業費9万9,000円の減。

2項包括的支援事業任意事業費、2目任意事業費の111万9,000円の減も実績によるものでございます。

11ページの5款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金の193万6,000円の増は、平成25年度介護給付費の実績による精算額の一部会計への繰入金でございます。

次に、歳入です。7ページと8ページになります。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金につきましては、歳出での補正金額に見合う国・県・支払基金・町の負担分の補正であります。

次に、8款繰越金、1項繰越金でございますけれども、今回の補正に不足する253万3,000円を前年度繰越金から充当するものでございます。

9款諸収入、4項雑入10万2,000円の増は、平成25年度の長生郡市の介護認定審査会費の負担金の精算でございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費をごらんください。一般会計で繰越明許費といたしました介護保険特別会計へ繰り出す番号制度対応に伴うシステム改修業務の経費23万8,000円を本会計でも繰越

明許費とするものでございます。

次に、議案第16号 浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

9ページをごらんください。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費181万8,000円の減につきましては、人件費が主なものでございます。

2項工事費、1目工事費、15節工事請負費の448万6,000円の減は、当初15基で見込んでおりました設置基数が、実績で12基となったものでございます。

19節補助金の減251万円は、単独浄化槽やくみ取り式からの転換補助金、蒸発散拡散装置などの補助の件数減のためのものでございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子19万6,000円の減は、平成25年度事業の借り入れ利息より低利で借り入れできたためのものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。7ページをごらんください。

1款1項1目浄化槽整備事業費分担金44万円の減は、設置基数減によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料の70万円の減は、実績によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は29万9,000円の増となります。歳出では3基分の工事費が減っております。しかしながら、本補助金の制度は内示額によって補助金が交付されますので、本年度の内示額は15基分でございます。この3基分につきましては、平成27年度事業で相殺されるものでございます。

続きまして、4款県支出金、1項県補助金、1目生活排水対策浄化槽推進事業補助金193万1,000円は、転換補助金等の件数の減によるものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金482万1,000円の減は、国庫補助金が未施工の3基分歳入が見込めること、また転換補助金の件数減に伴い、町負担金が減額となったためのものでございます。

6款繰越金、1項繰越金8万9,000円の増は、前年度繰越金でございます。

8ページをごらんください。

7款諸収入、2項雑入23万円の増は、消費税の還付金でございます。

8款町債、1項町債320万円の減は、設置基数減などに伴い、起債対象事業費が減額となったものでございます。

次に、4ページ、第2表地方債補正についてご説明いたします。4ページをお開きくださ

い。

起債借入額が対象事業費の減により減額となりました。そのため、地方債の補正を行うものでございます。880万円の限度額を560万円とするものでございます。

次に、議案第17号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

8ページをごらんください。歳出でございます。

2款1項1目の200万7,000円の減は、実績に伴い後期高齢者医療広域連合への納付金が減額となったものでございます。

7ページをごらんください。

1款1項1目特別徴収保険料34万7,000円の減、普通徴収保険料46万2,000円の増は、実績見込みによるものでございます。

3款1項1目2節保険基盤安定繰入金212万2,000円の減も実績見込みによるものでございます。

次に、4ページでございます。第2表繰越明許費をごらんください。

一般会計で繰越明許費といたしました後期高齢者医療特別会計への繰り出す番号制度対応に伴うシステム改修業務の経費4万4,000円を本会計でも繰越明許費とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

4番、星野君。

○4番（星野一成君） 4番、星野です。説明ご苦労さまでした、ありがとうございました。

一般会計のところの算出で、31ページ、公債費についてご質問いたします。

公債費の中で、利子が482万5,000円というような形で減額補正されておりますけれども、これ予算編成時にわからなかったわけですか。これが1点です。

それと、482万5,000円ということになりますと、当然元金のところも相当な大きな額だと思うんですけれども、その元金もちょっと教えてください。

それと、先ほどちょっと説明を聞き漏らしたのかもしれませんが、契約のところ、この借入れが変動金利で借入れしている。3点だけ、じゃ説明お願いします。

○議長（関 民之輔君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） まず、利息の見直しでございますけれども、10年見直しで借

りております。10年たったから見直して、その時々のお利息に合わせたもので借り直すということでございます。ちなみに、10年前に借りたものにつきましては1.4%で借り入れいたしました。それが見直しにより、借り入れにつきましては0.4、今現在0.4で借り入れることができました。

当初予算でわからなかったかというような話でございますけれども、おおむねのところの利息というのは推測できるんでございますけれども、どうしても少し余分に見るというようなくせがついておりまして、2%程度で計上していたというのが実情でございます。

今現在幾ら起債が残っておるのかというようなことでございますけれども……

〔「482万5,000円にかかる元金」と呼ぶ者あり〕

○財政管財班長（石井正信君） そうしましたら、今手元に資料ございませんので、後ほどでよろしいですか。申しわけありません。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関 民之輔君） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のと

おり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時25分といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時25分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号～議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 民之輔君） 日程第15、議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算、議案第19号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第21号 平成27年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第23号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも平成27年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算及び議案第19号から議案第23号の各特別会計の予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本予算は、私の町長就任後、初めての予算編成であります。私が町民の皆様にお約束した公約を一步一步確実に実行に移すべく、緊張感と使命感を持って編成を進めてまいりました。

この中で、財政環境は、政府の唱えるデフレからの脱却と富の拡大を目指したいいわゆるアベノミクスの経済政策により、株価、経済成長率、企業業績、雇用等多くの経済指標が改善されてきておりますが、いまだ地方にアベノミクスの波及効果は浸透しておらず、町財政も引き続き厳しいものになっております。

このような財政状況ではありますが、本町の少子化は深刻であり、少子化対策は喫緊の課題であると認識しております。

なお、この対策に即効性のあるものはないと言われておりますが、中長期的な観点を踏まえつつ、各施策を着実に実行に移すことが重要と考えております。

若者の定住促進と学校教育の充実、すなわち子育てしやすい町づくりを目指し、子供のための予算を最重点項目といたしました。その具体的な内容は新規事業として小中学校への空調設備設置のための調査設計、長柄小学校北側校舎及び体育館の耐震調査、またゼロ歳、1歳児の子育て世代への支援として子供1人につき年間5万円の支給をいたします。

また、子供たちに外国の暮らしや文化を学び、外国語を学ぶ意欲と国際社会に対する関心を高める機会を設けるため、中学生の海外研修事業を再開いたします。

また、現行制度では中学校3年生までであった医療費の無償化を高校3年生まで拡充いたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブは、現在2施設で運営しております。夏休み等においては第二学童クラブでの合同運営となっておりますが、これをそれぞれの施設で

行うようにいたします。

また、通学困難者対策として、遠距離通学者に対し路線バス定期代の全額補助制度を拡充いたします。

次に、インフラの整備として、既に軌道に乗り順調に推移しているスマートインターチェンジ、地籍調査、大庭地先の町道3033号線の道路改良工事等は引き続き推進してまいります。また、公民館の建設費用として平成27年度も基金へ2億円の積み立てを行います。建設については、公民館建設検討委員会の意見を踏まえ、進捗を図ってまいります。また、農道舗装の予算を新年度から増額し、計画性を持って地域の要望に応じてまいります。

基幹産業である農業関連では、有害鳥獣の駆除、米価低迷、農業者の高齢化等々、課題は山積しておりますが、国・県の制度を有効に活用すると同時に、農地の集積や農林産物のブランド化を図るため、町内営農組合、農産物の直売所やグリーン・ツーリズム推進協議会など、既存の組織・団体と連携するとともに、新規特産品の開発を推進してまいります。

防災関連では、新年度も防災無線の整備、自主防災組織設立を引き続き推進してまいります。また、新たな事業として河川の氾濫の防止を図るため、支障木の撤去費用を計上いたしました。

また、高齢者、障害者の生活支援は、国・県の制度に大きく依存するところではありますが、新たに高齢者、障害者の方々が常に安心し、自立した生活を送れるようにする新たな制度、日常生活自立支援事業を始めます。

また、平成27年度は長柄町町制60周年となります。この記念すべき節目の年に、長柄町の魅力を改めて見詰め、先人のご苦労をたたえ、未来へとつなげる意義深い年となるように記念事業を実施したいと考えております。

また、平成27年度には、総合計画後期基本計画策定と同時に、長柄町においてのまち・ひと・しごとの創生の好循環を確立するための長柄町総合戦略を策定いたします。

このような行政需要に応えるため、また継続的な財政運営のため、第5次長柄町行政改革大綱を策定し、裁量的な経費のみならず、義務的経費も含め、聖域を設けず、大胆に歳出を見直し、無駄のない、効率的でメリ張りのある健全な財政の堅持に努めてまいります。

これらの経費を含めました一般会計の予算総額は34億9,100万円となっており、前年度比0.03%の増となりました。

次に、国民健康保険特別会計ですが、本会計は医療費の支払いに要する経費であります。予算総額は11億9,940万円で、前年度比14.6%の増となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、本会計は汚水処理施設の維持管理費用であります。予算総額は5,550万円で、前年比3.7%の増となっております。

次に、介護保険特別会計ですが、本会計は高齢者の介護サービス事業を行うものであります。予算総額は7億500万円で、前年比2%の増となっております。

次に、浄化槽特別会計ですが、本会計は循環型社会形成推進交付金制度を活用し、農業集落排水事業区域外を合併浄化槽で整備する事業であります。新設工事費と既設分の維持管理費として、予算総額は前年比2.1%減の6,430万円となるものです。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、本会計は75歳以上の医療にかかわる保険料の収納と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するための会計であります。予算総額は6,510万円で、前年度比3.8%の減となっております。

これら各特別会計と一般会計を合わせた総額は55億8,030万円であり、前年度比3.1%増の予算となっております。

以上でございますが、詳細につきましては財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） それでは、議案第18号から議案第23号までの平成27年度一般会計並びに各特別会計予算につきまして補足説明申し上げます。

初めに、一般会計でございます。お手元の予算書の2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入からになります。

1 款町税の合計10億9,614万6,000円、1 項町民税3億6,801万円、2 項固定資産税6億6,341万8,000円、3 項軽自動車税1,971万7,000円、4 項町たばこ税4,500万円、5 項入湯税1,000円。

2 款地方譲与税の合計6,080万円、1 項地方揮発油譲与税1,800万円、2 項自動車重量譲与税4,280万円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金150万円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金640万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金420万円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金1億4,170万円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金4,600万円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金980万円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金130万円。

10款地方交付税、1項地方交付税9億5,800万円。この地方交付税の内訳は、普通交付税が8億6,800万円でございます。特別交付税9,000万円ということになります。

次のページになります。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全特別対策交付金190万円。

12款分担金及び負担金の合計1,485万円、1項負担金1,484万9,000円、2項分担金1,000円。

13款使用料及び手数料の計6,032万2,000円、1項使用料5,544万2,000円、2項手数料488万円。

14款国庫支出金の計1億6,073万5,000円、1項国庫負担金1億1,327万3,000円、2項国庫補助金4,562万8,000円、3項委託金183万4,000円。

15款県支出金の計2億6,209万3,000円、1項県負担金8,421万3,000円、2項県補助金1億5,922万6,000円、3項委託金1,865万4,000円。

16款財産収入の計1,137万円、1項財産運用収入1,132万9,000円、2項財産売払収入4万1,000円。

17款寄附金、1項寄附金2,000円。

18款繰入金の計2億3,656万1,000円、1項基金繰入金2億3,656万円、2項特別会計繰入金1,000円。

次のページになります。

19款繰越金、1項繰越金1億円。

20款諸収入の計6,122万1,000円、1項延滞金加算金及び過料50万2,000円、2項町預金利子1,000円、3項雑入6,071万8,000円。

21款町債、1項町債2億5,610万円。

以上、歳入予算合計34億9,100万円でございます。

続きまして、5ページをごらんください。

一般会計歳出予算について説明申し上げます。

1款議会費、1項議会費7,867万2,000円。

2款総務費計6億7,180万7,000円、1項総務管理費5億4,168万7,000円、2項徴税费8,052万9,000円、3項戸籍基本台帳費3,516万円、4項選挙費1,045万5,000円、5項統計調査費346万4,000円、6項監査委員費51万2,000円。

3 款民生費計 8 億2,284万6,000円、1 項社会福祉費 5 億5,827万9,000円、2 項児童福祉費 2 億6,456万6,000円、3 項災害救助費1,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 3 億6,481万9,000円。

5 款農林水産業費計 1 億2,421万6,000円、1 項農業費 1 億2,339万2,000円、2 項林業費82万4,000円。

6 款商工費、1 項商工費1,846万1,000円。

7 款土木費計 3 億9,310万5,000円、1 項土木管理費 2 億5,740万3,000円、2 項道路橋梁費 1 億1,903万7,000円、3 項河川費640万1,000円、4 項住宅費1,026万4,000円。

6 ページをごらんください。

8 款消防費、1 項消防費 1 億4,431万3,000円。

9 款教育費計 3 億2,742万2,000円、1 項教育総務費4,795万1,000円、2 項小学校費6,836万2,000円、3 項中学校費5,031万7,000円、4 項社会教育費7,022万6,000円、5 項保健体育費9,056万6,000円。

10 款災害復旧費計3,000円、1 項農林水産施設災害復旧費1,000円、2 項公共土木施設災害復旧費2,000円。

11 款公債費、1 項公債費 3 億2,733万2,000円。

12 款諸支出金計 2 億1,300万4,000円、1 項普通財産取得費2,000円、2 項基金費 2 億1,300万2,000円。

13 款予備費、1 項予備費500万円。

歳出合計は34億9,100万円でございます。

続きまして、7 ページをごらんください。

第 2 表債務負担行為につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成26年度において水上第 2 営農組合が農業機械導入の際借り入れた農業近代化資金の返済利子に対する町からの補助金について、借り入れ残高の年 2 %以内限り債務負担行為の設定をするものでございます。

次の 8 ページ、第 3 表地方債についてご説明申し上げます。

まず、臨時財政対策債でございます。1 億7,500万円は、本来地方交付税で措置されるべきものでございまして、償還額の100%が基準財政需用額に算入されるものでございます。

次の緊急防災・減災事業債2,820万円につきましては、防災行政無線整備事業に充当いたします。

次の公共事業債3,130万円は、(仮称)茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業に1,420万円、大庭地先の町道3033号線に910万円、橋梁長寿命化修繕事業に700万円を充当いたします。

次の地方道路等整備事業債720万円は、船木地先の町道1078号線の道路改良工事に450万円、針ヶ谷地先の町道2208号線の道路改良工事に270万円を充当いたします。

最後に、学校教育施設等整備事業債になりますけれども、1,440万円を小中学校の空調設備の設置事業、長柄小学校の体育館、北校舎の耐震工事の調査設計に充てるものでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、72ページをお開き願います。

平成27年度国民健康保険特別会計第1表歳入歳出予算でございます。初めに歳入からでございます。

- 1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 2 億5,699万3,000円。
- 2 款一部負担金、1 項一部負担金2,000円。
- 3 款使用料及び手数料、1 項手数料1,000円。
- 4 款国庫支出金合計 2 億560万6,000円、1 項国庫負担金 1 億5,622万8,000円、2 項国庫補助金4,937万8,000円。
- 5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金4,447万2,000円。
- 6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 2 億7,305万6,000円。
- 7 款県支出金4,464万2,000円、1 項県負担金654万2,000円、2 項県補助金3,810万円。
- 8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 2 億7,479万3,000円。
- 9 款財産収入、1 項財産収入1,000円。
- 10 款繰入金7,905万1,000円、1 項他会計繰入金7,905万円、2 項基金繰入金1,000円。
- 11 款繰越金、1 項繰越金2,000万1,000円。
- 12 款諸収入78万2,000円、1 項延滞金加算金及び過料5,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入77万6,000円。

歳入合計では11億9,940万円でございます。

続きまして、74ページをお願いいたします。歳出予算でございます。

- 1 款総務費2,227万8,000円、1 項総務管理費2,023万6,000円、2 項徴税费183万5,000円、3 項運営協議会費20万7,000円。

2 款保険給付費 7 億 11 万 5,000 円、1 項療養諸費 6 億 1,642 万 3,000 円、2 項高額療養費 7,843 万 2,000 円、3 項移送費 6 万円、4 項出産育児諸費 420 万円、5 項葬祭諸費 100 万円。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金 1 億 3,097 万円。

4 款前期高齢者納付金、1 項前期高齢者納付金 18 万 3,000 円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金 2 万円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金 6,847 万 5,000 円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 2 億 4,484 万 5,000 円。

8 款保健事業費 2,131 万 1,000 円、1 項特定健康診査事業費 1,852 万 5,000 円、2 項保健事業費 278 万 6,000 円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金 6 万 1,000 円。

10 款諸支出金 114 万 2,000 円、1 項償還金及び還付加算金 114 万 1,000 円、2 項延滞金 1,000 円。

11 款予備費 1,000 万円。

歳出合計 11 億 9,940 万円でございます。

続きまして、100 ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計、第 1 表、歳入予算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 1,000 円。

2 款使用料及び手数料 1,178 万 5,000 円、1 項使用料 1,170 万 1,000 円、2 項手数料 8 万 4,000 円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金 4,370 万 1,000 円。

4 款繰越金、1 項繰越金 1 万円。

5 款諸収入 3,000 円、1 項預金利子 1,000 円、2 項雑入 1,000 円、3 項延滞金加算金及び過料 1,000 円。

歳入合計 5,550 万円でございます。

続きまして、101 ページをごらんください。歳出予算でございます。

1 款需用費、1 項管理費 1,875 万 7,000 円。

2 款公債費、1 項公債費 3,624 万 3,000 円。

3 款予備費、1 項予備費 50 万円。

歳出合計 5,550 万円でございます。

続きまして、112 ページをお開きください。

介護保険特別会計、第1表歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料 1 億4,183万5,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1,000円。

3 款国庫支出金 1 億5,978万7,000円、1 項国庫負担金 1 億1,678万3,000円、2 項国庫補助金4,300万4,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 1 億8,571万9,000円。

5 款県支出金9,864万8,000円、1 項県負担金9,759万2,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円、3 項県補助金105万5,000円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円。

7 款繰入金 1 億1,869万5,000円、1 項一般会計繰入金 1 億1,869万3,000円、2 項基金繰入金2,000円。

8 款繰越金、1 項繰越金30万3,000円。

9 款諸収入 1 万円、1 項延滞金加算金及び過料3,000円、2 項預金利子1,000円、3 項貸付金元利収入2,000円、4 項雑入4,000円。

10 款町債、1 項財政安定基金貸付金1,000円。

歳入合計では7億500万円になります。

続きまして、114ページをごらんください。歳出予算でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費3,399万8,000円。

2 款保険給付費 6 億5,961万円、1 項介護サービス諸費 6 億4,391万円、2 項高額サービス費1,570万円。

3 款地域支援事業費672万1,000円、1 項介護予防事業費367万円、2 項包括的支援事業・任意事業費305万1,000円。

4 款基金積立金350万1,000円。

5 款諸支出金17万円、1 項償還金及び還付加算金16万9,000円、2 項繰出金1,000円。

6 款予備費100万円。

歳出合計7億500万円となります。

続きまして、136ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計第1表歳入予算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金164万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,720万1,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金345万5,000円。

4 款県支出金、1 項県補助金302万円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,967万1,000円。

6 款繰越金、1 項繰越金1万円。

7 款諸収入3,000円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入1,000円、3 項延滞金加算金及び過料1,000円。

8 款町債、1 項町債930万円。

歳入合計では6,130万円でございます。

続きまして、137ページをごらんください。歳出予算でございます。

1 款事業費4,913万1,000円、1 項管理費2,945万4,000円、2 項工事費1,967万7,000円。

2 款公債費、1 項公債費1,466万9,000円。

3 款予備費50万円。

歳出合計6,430万円でございます。

続きまして、156ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計第1表歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料4,215万7,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,000円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,237万9,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金55万5,000円。

5 款諸収入7,000円、1 項延滞金加算金及び過料2,000円、2 項償還金及び還付加算金2,000円、3 項預金利子1,000円、4 項雑入2,000円。

歳入合計では予算現額6,510万円でございます。

続きまして、157ページをお願いいたします。歳出予算でございます。

1 款総務費129万円、1 項総務管理費84万9,000円、2 項徴収費44万1,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金6,319万9,000円。

3 款諸支出金11万1,000円、1 項償還金及び還付加算金11万円、2 項繰出金1,000円。

4 款予備費50万円。

歳出合計では6,510万円でございます。

以上で各会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案の取り扱いにつき、審議する前に総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

本予算につきましては、各所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

委員の皆様にはよろしくお願いをいたします。

◎休会の件

○議長（関 民之輔君） 日程第16、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び各常任委員会開催等のため、明日から16日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日から16日まで休会することに決定しました。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 先ほど、一般会計の補正予算の中で、利息の件につきましてお答えいたします。

まず、当初予算で計上していましたが、実際には繰り越しとなりまして借り入れなかったというものがございます。340万円、6,300万円、7,300万円でございます。

それから、利率の見直し分というようなものもございまして、そのような関係で減額となっておるところでございます。ちなみに当初予算につきましては、2%の見積もりで計上しておったというところでございます。

大変遅くなりまして恐縮でございました。

○議長（関 民之輔君） 星野さん、よろしいですか。

〔「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

◎散会の宣告

○議長（関 民之輔君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開は3月17日午後3時といたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

平成27年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年3月17日(火曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算

議案第19号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第21号 平成27年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第22号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第23号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 本吉敏子君 | 2番 | 池座輝美君 |
| 3番 | 山崎悦功君 | 4番 | 星野一成君 |
| 5番 | 山根義弘君 | 6番 | 月岡清孝君 |
| 7番 | 古坂勇人君 | 8番 | 吉原成君 |
| 10番 | 神崎好功君 | 11番 | 篠原貞夫君 |
| 12番 | 関民之輔君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 鈴木誠一君 |
| 総務課長 | 田中武典君 | 住民課長 | 蒔田功君 |
| 事業課長 | 池上了次君 | 会計管理者 | 松本昌久君 |
| 総務企画班長 | 内藤文雄君 | 財政管財班長 | 石井正信君 |
| 税務班長 | 若菜聖史君 | 保険住民班長 | 川島修君 |

| | | | |
|----------------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 健康福祉班長 | 三 上 清 志 君 | 産業振興班長 | 森 田 孝 一 君 |
| 地域整備班長 | 白 井 浩 君 | 教 育 長 兼 教 育 課 長 | 佐 川 和 弘 君 |
| 学校教育班長 兼 給 食 長 センター長 | 片 岡 正 直 君 | 生涯学習班長 兼 公 民 館 長 | 前 川 雅 英 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 森 田 孝 一 君 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 敬 二 | 議 会 書 記 | 石 塚 晴 佳 |
|--------|---------|---------|---------|

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

- 議長（関 民之輔君） 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は11名全員であります。
休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（関 民之輔君） 日程第1、諸般の報告を行います。
議長から報告いたします。
本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎議案第18号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（関 民之輔君） 日程第2、議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算、議案第19号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第21号 平成27年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第23号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。
本案につきましては、さきに各常任委員会に付託してございますので、それぞれの常任委員会での審査の経過及び結果につきまして、各常任委員会の委員長に報告を求めます。
初めに、総務事業常任委員会委員長、古坂勇人君。
- 総務事業常任委員長（古坂勇人君） 平成27年度予算審査、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

3月6日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、議案3件でございます。

この審査のために、去る3月10日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算並びに議案第20号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算及び議案第22号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたので、その主なものを要約して申し上げます。

まず、「生活排水処理基本構想策定業務は、前回は何年に見直しを行っているのか。また、業務委託先の方法は」との質問に対し、「生活排水処理基本計画は平成16年度に策定し、平成22年度に見直しを実施している。業務委託の方法は、基本的には入札と考える」との答弁がありました。

次に、「河川に油が流れたときの対策をするための油吸着マットなどは、町にあるのか。また、使用した事例はあるのか」との質問に対し、「国旗型の油吸着マットを用意している。最近、使用したことはないが、過去に町内の工場から重油が流出した際に、県が使用した事例がある」との答弁がありました。

次に、「米の買い取り価格が低くなった場合、生産者へ町から補助する考えはないのか。また、補助について、近隣市町村の状況を教えてほしい」との質問に対して、「長生村、白子町では、1反歩当たり1,500円から5,000円の補助を実施している。他市町村の状況を参考に今後も検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「平成26年度に都市農村交流センターのプールを改修したと思うが、平成27年度分はその残りを実施するという事なのか」との質問に対し、「改修対象面積が約1,000平方メートルなるため、平成26年度から部分的に実施している。平成27年度についても、必要な箇所を部分的に改修する。今後については、状況を確認しながら検討したい」との答弁がありました。

次に、「浄化槽の歳入で、循環型社会形成推進交付金はどのように使われているのか」との質問に対し、「循環型社会形成推進交付金は、浄化槽の設置工事費に対する交付金。事務

費も対象となっており、補助率は約3分の1です。交付金は、浄化槽の設置工事の財源として使用している」との答弁がありました。

次に、「町営住宅の空き率はどのくらいか。また、入居についてのPR方法はどのようにしているのか」との質問に対し、「2月末現在で、味庄団地4、鶺谷住宅7、立鳥住宅12、刑部団地3、計26戸空きがある。入居率は84%となっている。空き情報については、町ホームページに掲載している」との答弁がありました。

次に、「地方揮発油譲与税の算定根拠は」との質問に対して、「地方揮発油譲与税は国税となっている。ガソリンに含まれる税金で、その42%に相当する額が市町村の道路の延長や面積によって配分されて町に入る」との答弁がありました。

次に、「ゴルフ場利用税について、大幅に減っているがなぜか」との質問に対し、「ゴルフ場の等級は12等級あり、その等級によって支払われる利用税が決まる。町内のゴルフ場の等級が下がったことが主な原因。また、利用者が減少していることも要因と思われる」との答弁がありました。

次に、「空き家改修補助金と住宅リフォーム補助金について、平成25年度は利用がなかったと思うが、平成26年度の実績はどうなのか」との質問に対して、「空き家改修補助金事業は利用ありませんでしたので、今後PRに力を入れたい。住宅リフォーム補助金については、200万円の予算に対し13件、166万円の補助実績である」との答弁がありました。

次に、「災害対策用非常食の賞味期限と、平成27年度に期限の到来する量はどのくらいか」との質問に対し、「非常食としてアルファ米を備蓄している。賞味期限が切れるのはアルファ米2,000食分で、賞味期限は5年だが、1年余裕を持って4年で交換している。賞味期限が切れそうなアルファ米については、自主防災組織への配布や防災訓練の際に使用している」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会費、県議会議員選挙費、町議会議員選挙費で、選挙人名簿電算委託の金額がそれぞれ異なる理由は」との質問に対し、「選挙管理委員会費については、年に4回実施している定時登録の名簿の作成を委託している。県議会議員選挙費と町議会議員選挙費は、選挙の際の名簿作成や入場券の作成を委託している。県議選と町議選の違いについては、県議選には二重登録名簿の作成委託が必要であり、町議選には不要なため金額が異なる」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもと総括質疑を行いました。

その中で、「林道を廃止し町道として認定がえできたら、町道の延長がふえ、交付税等がふえ有利になると思うので、林道の廃止ができるのか確認されたい」との質問に対し、「林道としての役割があるので、廃止できるかどうかは検証する必要がある。また、林道も交付税に算入しているの、今後検討したい」との答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査・質疑等の結果を付し、付託されました平成27年度長柄町一般会計予算並びに平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算及び平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

最後になりますが、平成27年度予算は、清田町政の初めての予算で、公約を重点にめり張りのある予算を編成したいと説明を受けました。

この予算執行に当たっては、町民のニーズに沿って適宜見直しを加え、また財政負担の軽減が図られるよう一層の努力をお願いして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（関 民之輔君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、月岡清孝君。

○住民教育常任委員長（月岡清孝君） 平成27年度予算審査、住民教育常任委員会委員長報告をいたします。

3月6日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、議案4件です。この審査のために、去る3月10日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算、議案第19号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成27年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第23号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本議案については、賛成全員で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

なお、この審査の過程において当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

学校教育班の審査では、「普通教室空調設備設置工事設計業務で、小学校と中学校の単価の違いは何か」との質問に対し、「あくまでも予算段階で参考見積もりとして計上しています。工事費、設計を含め、補助金を活用し、残りは起債等で対応したいと思います。補助金申請は、工事の時期に設計業務と工事費をあわせて申請したいと考えます。有利な方向で、なるべく一般財源を使わないように努力したい」との答弁がありました。

次に、「中学校の海外交流事業の行き先はどのように考えているか」との質問に対し、

「ゴールドコースト方面を考えています。選んだ理由は、近くに空港があるほうが単価が安く、田舎なのでテロの心配はまずあり得ません。また、ホームステイ先は私立小学校の生徒の家庭等に行かせてもらう予定で、家庭もしっかりしているので安心していただける」との答弁がありました。

生涯学習班の審査では、「サークルは何教室で、何人利用しているか」との質問に対し、「公民館主催の教室、延べ161回、人数、約3,200人。サークルが約800回、人数が8,000人。行政や学校の利用が年間34回、2,000人。一般団体の利用が118件、2,000人。これは25年度の数字ですが、26年度はさらにふえると思います。さらに、公民館のサークルは48団体、武道館のサークルは9団体、そのほか主催教室が16教室となっています」との答弁がありました。

次に、「文化財の58体の仏像等は県・町の指定を受けているが、今後ふえる見込みはあるのか。また、文化財管理を報償費で支出しているが、補助金ではないのか」との質問に対し、「現在はふえるは見込んでいません。文化財指定となれば、審議会にかけて登録となります。また、あくまで年間管理しているので報償費です。補助金は保存するための経費としてで、例えば文化財の修理等は補助金、日常的な管理なので補助ではなく報償費で対応しています」との答弁がありました。

保険住民班の審査では、「国保会計は、今後どれくらい伸びると思うか」との質問に対し、「平成24年と平成25年の比較で9%も医療費が伸びていることから、今後も増加傾向にあると考えられます。原因は、生活習慣を起因とした心疾患や脳血管障害等の疾病が考えられ、医療費適正化事業と称し、特定健診、過誤再審査によるレセプト適正化、ジェネリックの使用促進を行い、抑制に努めたい。長期的な視点に立ち、10年、20年先を見据え、若年層から健康意識の啓発に力を入れたいと考えています」との答弁がありました。

次に、「ジェネリック薬品に切りかえたことでどれくらい財政効果があるのか」との質問に対し、「町の数量ベースでの使用率は50%です。また、先発品から後発品に切りかえた場合、200円以上安くなる方について、昨年は432名の方に3回、延べ778件、差額通知を出しています。財政効果は、被保険者の方の自己負担と町との負担分を合わせて、12月調剤分で月16万4,440円になっています。後発品を選択しやすくするため、利用促進に努めていきたいと思っています」との答弁がありました。

健康福祉班の審査では、「子育て支援事業の内容」についての質問に対し、「新規事業で子供が生まれたら、1人当たり5万円を2年間支給。ゼロ歳、1歳で60人分を計上していま

す」との答弁がありました。

次に、「緊急通報装置の対象者は何人か。また、通報は何件あるか」との質問に対し、「現状で37名、予算は42件分、新規設置を5件見込んでいます。通報件数は、利用者の要望により対応するので、月によって件数は違います。緊急時は、スイッチを押せば消防の救急車が向かいます。昨年の4月からですが、救急車で運ばれた方もおり、10人ぐらいの利用者が大事に至りませんでした」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、「こども園の時間外保育について、人数配置は充足しているか」との質問に対し、「新年度から子育て支援事業の制度が変わり、時間外保育、預かり保育として事業を実施します。新年度入園児の把握はある程度進んでいますが、各クラス職員数については充足しています」との答弁がありました。

最後に、各事業に一生懸命取り組み、新しい子育て支援の対策も盛り込まれています。ぜひ、この施策が町民の福祉並びに満足度向上に結びつき、少子化に歯どめがかかり、定住化対策の連携も図れ、若い人が長柄町に残っていただけるような町を目指し、最小の経費で最大の効果が得られるように、めり張りのある財政運用ですばらしい町にしていきたいとの意見がありました。

以上のとおり、本委員会は審査・質疑等の結果を付し、付託されました平成27年度長柄町一般会計予算、平成27年度長柄町国民健康保険特別会計予算、平成27年度長柄町介護保険特別会計予算、平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算は、いずれも全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（関 民之輔君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできないことになっておりますので、ご了承ください。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 平成27年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成27年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決

することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（関 民之輔君） 以上で、本定例会の会議に付議されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年長柄町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時30分